

第 5 次兵庫県環境基本計画の 令和 2 年度の点検・評価結果（案）

兵庫県

目次

1	概要	1
(1)	趣旨	1
(2)	点検・評価の方法	1
(3)	分野別の点検・評価結果(概要)	1
(4)	主な課題	2
(5)	新型コロナウイルス感染症による影響	2
(6)	施策の取組状況	3
2	重点項目の状況と今後の方針	4
3	各分野の状況	16
(1)	低炭素	16
	ア「くらし」	
	(ア) CO ₂ 排出の少ないライフスタイルへの転換	16
	(イ) 住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大	17
	イ「しごと」	
	(ア) 低炭素型の経済活動の推進	17
	(イ) オフィス・ビルの低炭素化	18
	(ウ) 事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大	19
	ウ「まち」	
	(ア) 環境に配慮した交通の実現	20
	エ「さと」	
	(ア) CO ₂ 吸収源としての森林の機能強化	20
	(イ) カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進	21
	オ「温暖化からひょうごを守る適応策」	
	(ア) 「適応策基本方針」の推進	22
	総合評価	22
(2)	自然共生	23
	ア「くらし」	
	(ア) 地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進	23
	イ「しごと」	
	(ア) 公共事業等における環境への配慮	24
	(イ) 環境に配慮した農業の推進	24
	(ウ) 多様な担い手による森づくり活動の推進	25
	ウ「まち」	
	(ア) 自然とのふれあいの推進	26
	(イ) 外来生物対策の推進	26
	エ「さと」	
	(ア) 生物多様性の保全	27
	(イ) 野生鳥獣の適切な保護管理	28
	(ウ) 里地・里山や人工林等の適切な管理	29
	(エ) 瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための取組	30
	(オ) 自然とのふれあいの推進	30
	(カ) 県民への普及啓発	31
	総合評価	31

(3) 資源循環	33
ア「くらし」	
(ア) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[一般廃棄物]	33
イ「しごと」	
(ア) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[産業廃棄物]	34
(イ) 廃棄物の適正処理の推進	34
(ウ) 廃棄物系バイオマスの利活用の促進	35
ウ「まち」	
(ア) 質の高いリサイクル(再生利用)の推進	35
(イ) 廃棄物の適正処理体制の整備	36
(ウ) 循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進	37
エ「さと」	
(ア) 不法投棄対策の推進	37
(イ) 未利用木質系バイオマスの利活用の促進	38
総合評価	38
(4) 安全・快適	40
ア「くらし」	
(ア) 県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進	40
イ「しごと」	
(ア) 公害防止体制の適切な運用	40
(イ) 有害化学物質対策等の推進	41
ウ「まち」	
(ア) 大気環境の保全	41
(イ) 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止	43
(ウ) 身近な生活環境の保全	43
エ「さと」	
(ア) 災害に強い森づくり等豪雨対策の推進	44
(イ) 災害廃棄物処理の体制づくり	45
総合評価	45
(5) 地域力	46
ア 持続可能な社会の実現を目指す人づくり	46
イ 環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進	47
ウ 様々な主体との協働による取組の推進	48

1 概要

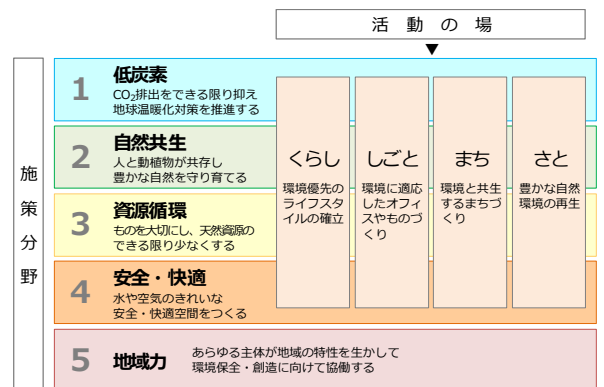
(1) 趣 旨

「第5次兵庫県環境基本計画」(平成31年2月策定)の着実かつ効果的な推進を図るため、県内の環境の現状及び県施策の実施状況を点検・評価し、計画の進捗状況を評価した。

点検・評価の結果については、県のホームページで公表する等広く県民に広報する。

(2) 点検・評価の方法

“恵み豊かなふるさとひょうご”の実現のため、100余りの数値化された指標「ひょうごの環境指標」により、5分野41項目にわたる施策の取組状況を点検する。さらに、各分野の重要なものを「重点目標」とし、取組の進捗管理を行っている。



(3) 分野別の点検・評価結果(概要)

[重点目標]

20項目(◎11項目 ○5項目 △4項目)

[施策の取組状況]

41項目(◎9項目 ○26項目 △6項目)

※「ひょうごの環境指標」は、原則として、次の基準を目安に評価
◎：目標達成率が100%以上 (特に取組が進んでいる)
○：目標達成率が80%以上100%未満 (概ね取組が進んでいる)
△：目標達成率が80%未満 (一層の取組が必要)

1) 今回の点検・評価のポイント

- ・第5次兵庫県環境基本計画の点検・評価は、今回で2度目となるが、概ね着実に進捗している。
- ・地球規模での環境課題である「プラスチックごみ対策」や「地球温暖化対策」については、3Rの徹底やワンウェイプラスチックの削減等の取組を、県として一層推進するとともに、国の動きを踏まえて温室効果ガス削減目標や取組を見直し、「脱炭素社会」の実現を地域から先導していく。

2) 主な進捗状況

① 低炭素

[重点目標] 令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量35~38%削減(平成25(2013)年度比)【評価：◎】

- ・温室効果ガス排出量(H30年度)は、H25年度比15.9%の削減となり、着実に進捗

[重点目標] 令和12(2030)年度の再生可能エネルギーによる発電量80億kWh【評価：○】

- ・再生可能エネルギーによる発電量は、47億kWh(H29年度比31%増)となり、着実に増加

② 自然共生

[重点目標] 令和7年度の野生鳥獣による農林業被害額50%削減(平成25年度比)【評価：○】

- ・野生動物による農林業被害は、捕獲頭数の増加等により減少傾向

[重点目標] 令和7年度の漁場環境改善面積5,579ha【評価：◎】

- ・藻場の造成など、豊かな海づくりに向けた活動が活発化

③ 資源循環

[重点目標] 令和7年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量463g/人日【評価：△】

[重点目標] 令和7年度の最終処分率を一般廃棄物10.8%、産業廃棄物2.27%【評価：△】

- ・一般廃棄物の排出量は減少傾向にあるが、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は近年横ばい
- ・一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分率は近年横ばい

④ 安全・快適

[重点目標] 河川・海域・湖沼における水環境の良さ(環境基準)100%達成【評価：△】

- ・水質の環境基準は、河川のBODでは全ての水域で達成したが、海域のCODでは70%程度で横ばい、湖沼のCOD(1水域)は非達成

[重点目標] 大気のきれいさ(環境基準)100%達成【評価：○】

[重点目標] 令和7年度の新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合48%【評価：◎】

・大気環境基準は、全局で二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM2.5)について達成

⑤ 地域力

[重点目標] 令和7年度の持続可能な社会づくりを先導する人材30%増(平成28年度比)【評価：◎】

・学齢期の環境学習に「ふるさとの良さに気づくプログラム」を取り入れ、内容を充実

(4) 主な課題 (※■は評価が「△(一層の取組が必要)」の項目)

- 1) 低炭素 温室効果ガス削減目標に向けた産業部門・業務部門の更なる省エネ化
太陽光発電に偏らないバランスのとれた再生可能エネルギーの導入促進
- 2) 自然共生 被害が大きい集落におけるシカ・イノシシ等の野生動物被害対策の推進
豊かで美しい里海としての瀬戸内海の再生に向けた更なる取組
- 3) 資源循環 ■一般廃棄物及び産業廃棄物排出量の削減
一般廃棄物及び産業廃棄物再生利用率の向上
- 4) 安全・快適 電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)等の次世代自動車の普及促進
令和4年3月に計画的処理完了期限を迎えるPCB廃棄物の適正処理
- 5) 地域力 ふるさと意識を育む環境学習・教育の更なる充実

(5) 新型コロナウイルス感染症による影響

◆令和2年度の評価が前年度を下回った「施策の取組状況」(施設の休館・人数制限、自粛等による減少)

①(自然共生)県民への普及啓発【R1：◎ → R2：△】

※ 県立人と自然の博物館年間利用者数が減少

②(安全・快適)県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進【R1：◎ → R2：△】

※ クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数が減少

③(地域力)持続可能な社会の実現を目指す人づくり【R1：○ → R2：△】

※ ひょうご環境体験館利用者数、クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数、エコツーリズムバス年間利用台数が減少

(6) 施策の取組状況(※ 新型コロナウイルス感染症による影響で、評価が前年度を下回ったもの。)

区分		項目(全41項目)	評価
I 低炭素 ◎：6項目 ○：7項目 △：-	重点	R12年度の温室効果ガス排出量35~38%削減(H25年度比)	◎
		R12年度の再生可能エネルギーによる発電量80億kWh	○
		R7年度の適応策(地球温暖化による被害の軽減策)の県民への認知度50%	◎
		R12年度までに全ての県庁舎の照明*をLED化(※一部特殊照明等を除く)	◎
	くらし	(1)CO ₂ 排出の少ないライフスタイルへの転換	◎
		(2)住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大	○
	しごと	(3)低炭素型の経済活動の推進	○
		(4)オフィス・ビルの低炭素化	○
	まち	(5)事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大	○
(6)環境に配慮した交通の実現		○	
さと	(7)CO ₂ 吸収源としての森林の機能強化	○	
	(8)カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進	◎	
適応策	(9)「適応策基本方針」の推進	◎	
II 自然共生 ◎：4項目 ○：11項目 △：1項目	重点	R7年度の生物多様性保全プロジェクト団体数100団体	◎
		R7年度の野生鳥獣による農林業被害額50%削減(H25年度比)	○
		R7年度の里山林整備面積33%増(H27年度比)	◎
		R7年度の漁場環境改善面積5,579ha	◎
	くらし	(1)地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進	○
		(2)公共事業等における環境への配慮	○
	しごと	(3)環境に配慮した農業の推進	○
		(4)多様な担い手による森づくり活動の推進	○
	まち	(5)自然とのふれあいの推進	○
		(6)外来生物対策の推進	◎
	さと	(7)生物多様性の保全	○
		(8)野生鳥獣の適切な保護管理	○
(9)里地・里山や人工林等の適切な管理		○	
(10)瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための取組		○	
(11)自然とのふれあいの推進		○	
(12)県民への普及啓発		△*	
III 資源循環 ◎：4項目 ○：3項目 △：6項目	重点	R7年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量463g/人日	△
		R7年度の最終処分量を一般廃棄物32%削減、産業廃棄物28%削減(H24年度比)	△
		R7年度の最終処分率を一般廃棄物10.8%、産業廃棄物2.27%	△
		R7年度のごみ発電能力15%増(H24年度比)	◎
	くらし	(1)リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)の推進[一般廃棄物]	△
		(2)リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)の推進[産業廃棄物]	△
	しごと	(3)廃棄物の適正処理の推進	◎
		(4)廃棄物系バイオマスの利活用の促進	○
	まち	(5)質の高いリサイクル(再生利用)の推進	○
(6)廃棄物の適正処理体制の整備		◎	
さと	(7)循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進	◎	
	(8)不法投棄対策の推進	△	
	(9)未利用木質系バイオマスの利活用の促進	○	
IV 安全・快適 ◎：4項目 ○：6項目 △：2項目	重点	河川・海域・湖沼における水環境の良さ(環境基準)100%達成	△
		大気きれいさ(環境基準)100%達成	○
		R7年度の新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合48%	◎
		R7年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定	◎
	くらし	(1)県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進	△*
		(2)公害防止体制の適切な運用	○
	しごと	(3)有害化学物質対策等の推進	○
		(4)大気環境の保全	○
まち	(5)公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止	○	
	(6)身近な生活環境の保全	○	
さと	(7)災害に強い森づくり等豪雨対策の推進	◎	
	(8)災害廃棄物処理の体制づくり	◎	
V 地域力 ◎：2項目 ○：4項目 △：1項目	重点	R7年度の持続可能な社会づくりを先導する人材30%増(H28年度比)	◎
		R7年度の自主的に環境保全に取り組む事業者数15%増(H28年度比)	○
		R7年度の環境保全に取り組むNPO法人数20%増(H28年度比)	○
		「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数100万件	◎
	(1)持続可能な社会の実現を目指す人づくり	△*	
	(2)環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進	○	
	(3)様々な主体との協働による取組の推進	○	
令和元年度の点検・評価結果：重点目標(20項目)：◎11項目 ○5項目 △4項目 取組目標(41項目)：◎9項目 ○26項目 △6項目			

2 重点項目の状況と今後の方針

重点目標① 令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量35～38%削減 [平成25年度比] 【評価：◎】

《重点項目の状況》

平成29年3月に策定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では、温室効果ガス削減目標を2013(H25)年度を基準として、2020(R2)年度に5%、2030(R12)年度に26.5%を設定し、取組を進めてきました。

令和3年3月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」

では、温室効果ガス削減目標を2013(H25)年度を基準として、2030(R12)年度に35%(最大38%)と設定し、前計画の目標を強化しました。

産業部門及び業務部門では、条例・要綱により工場・事業所に、温室効果ガス排出抑制計画の作成と措置結果の報告を求めています。

家庭部門では、「うちエコ診断」の推進、低利の融資制度等による再生可能エネルギーの導入拡大など、温室効果ガス削減に向けた施策を展開しています。

運輸部門では、低公害車の普及、アイドリングストップなどのエコドライブを推進しています。

この結果、2018(H30)年度の県内温室効果ガス排出量は、2013(H25)年度に比べて15.9%の削減となっています。

※令和3年3月に改定した地球温暖化対策推進計画に基づき、温室効果ガス排出量の目標値を見直し。

【各年度の電力排出係数^{※3}による算定】

(単位：千t-CO₂)

部 門	2013(H25)年度 排出量	2017(H29)年度(確定値)			2018(H30)年度(速報値) ^{※1}				
		排出量	【構成比】 (%)	13年度比 ^{※2} (%)	排出量	【構成比】 (%)	13年度比 ^{※2} (%)	前年度比 ^{※3} (%)	
エネルギー起源 二酸化炭素	産業 ^{※4}	47,952	43,784	【65.0】	▲ 8.7	41,393	【65.5】	▲ 13.7	▲ 5.5
	業務	6,815	5,448	【8.1】	▲ 20.1	4,817	【7.6】	▲ 29.3	▲ 11.6
	家庭	8,364	7,014	【10.4】	▲ 16.1	6,144	【9.7】	▲ 26.5	▲ 12.4
	運輸	8,128	7,349	【10.9】	▲ 9.6	7,054	【11.2】	▲ 13.2	▲ 4.0
	その他 ^{※5}	3,923	3,755	【5.6】	▲ 4.3	3,812	【6.0】	▲ 2.8	1.5
排出量 ^{※6}	75,182	67,351	【100】	▲ 10.4	63,220	【100】	▲ 15.9	▲ 6.1	

※1 国、県等の統計データの確定を受け、値を変更することがある。

※2 13年度比(%) = (当該年度排出量 - 2013年度排出量) / 2013年度排出量 × 100(%)

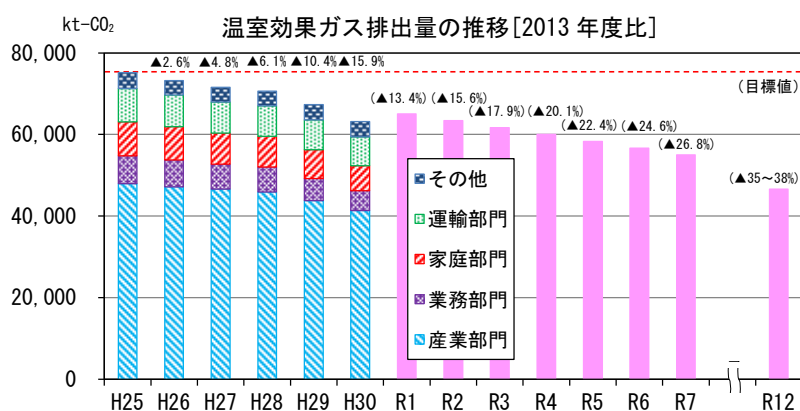
※3 前年度比(%) = (当該年度排出量 - 前年度排出量) / 前年度排出量 × 100(%)

※4 エネルギー転換部門を含む。

※5 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等

※6 四捨五入の関係で一致しない。

注) 電力排出係数(関西電力(株)公表値)は、2013年度:0.516、2017年度:0.418、2018年度:0.334(kg-CO₂/kWh)



《今後の方針》

兵庫県地球温暖化対策推進計画の温室効果ガス削減目標(2013(H25)年度比)である2030(R12)年度35～38%削減に向けて、県民・事業者・団体・行政等様々な主体の参画と協働による取組を積極

的に進めます。

一方で、国は令和3年4月の気候サミットで、2030年度に2013年度比46%削減を目指すことを宣言し、11月のCOP26に向け、温暖化対策計画やエネルギー基本計画を見直し中であることから、その内容を踏まえ、県においてもさらに「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を見直します。

世界での脱炭素の動きが加速しているなか、温室効果ガス削減をさらに進め、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指します。

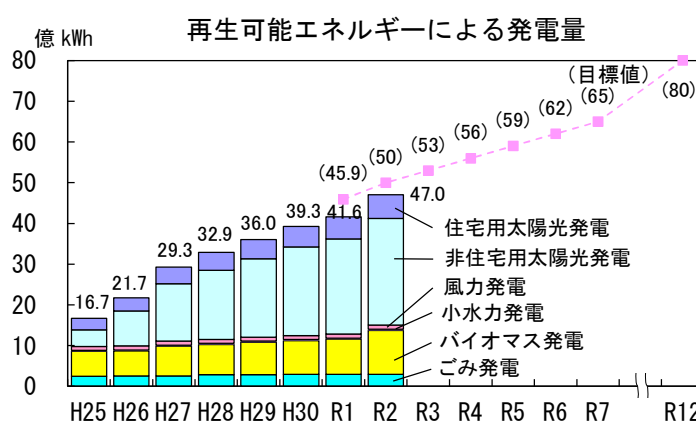
重点目標② 令和12(2030)年度の再生可能エネルギーによる発電量 80億 kWh

【評価：○】

《重点項目の状況》

令和3年3月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では、2030(R12)年度に80億kWhを再生可能エネルギーで発電する目標を掲げています。

2020(R2)年度の年間発電量は47.0億kWhで、着実に増加はしているものの、再生可能エネルギーによる発電量の更なる増加に向け、取組を強化する必要があります。



※令和3年3月に改定した地球温暖化対策推進計画に基づき、再生可能エネルギーによる発電量の目標値を見直し。

《今後の方針》

今後は、小水力発電やバイオマス発電等の導入を積極的に進め、大規模太陽光発電に偏らないバランスのとれた再生可能エネルギーの普及を目指します。

家庭や中小事業者の創エネ設備等の導入を支援する他、①使用電力を100%再生可能エネルギーに転換することを宣言するRE100等への県内企業の参加、②需要家向けセミナーの開催やマッチングサイトの開設により地域発電事業者への支援を促進することで、小売電気事業者・地域発電事業者の新たな参入促進、活性化につなげていきます。

また、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー原料費を域外に流出させることなく、持続可能な形でエネルギー・資源・地域経済が域内で循環する「地域循環共生圏」の創出を推進します。

**重点目標③ 令和7年度の適応策(地球温暖化による被害の軽減策)の
県民への認知度 50%**

【評価：◎】

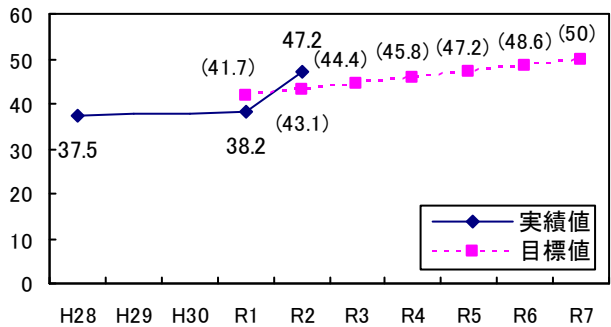
《重点項目の状況》

温室効果ガスの排出を抑制する「削減策(緩和策)」に取り組みつつ、避けられない温暖化影響にあらかじめ備え、リスクを軽減する「適応策」に取り組む必要があります。

本県では、平成29年3月に策定した「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」に基づき、県民・事業者・県内関係部局等と連携のもと様々な施策を展開してきました。令和3年3月、「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を改定し、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の内容も盛り込み、同計画に位置づけました。

令和2年度の適応策の県民への認知度は47.2%で、前年度に比べて9.0%増加しており、適応の認知度が高まっています。

適応策の県民への認知度



《今後の方針》

「削減策(緩和策)」を基本としながら、令和3年4月に設置した「兵庫県気候変動適応センター」で、気候変動影響などの情報提供や気候変動に関する「適応策」の取組を一体的に推進し、フォーラムの開催やホームページでの普及啓発など、県民等の理解と関心を深め、全県的な気候変動適応の機運を醸成します。

**重点目標④ 令和12年度までに全ての県庁舎の照明※をLED化
(※一部特殊照明等を除く)**

【評価：◎】

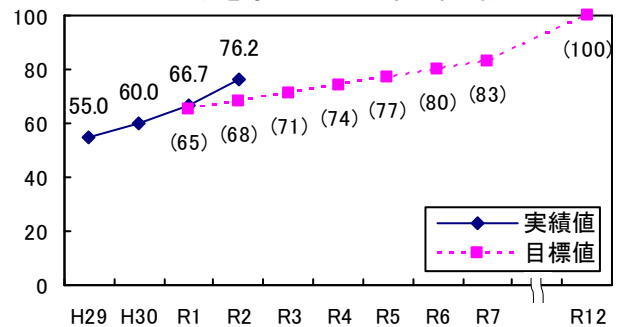
《重点項目の状況》

大規模な消費者・事業者である県自らが環境負荷低減を率先して推進するため、「環境率先行動計画」に基づき、温室効果ガス排出量や廃棄物排出量の削減など、自らの事務事業で生じる環境負荷の計画的な低減の取組を進めています。

県施設における省エネ対策の一つとして、照明器具のLED化を推進しており、令和2年度のLED照明を導入している県庁舎の割合(一部特殊照明等を除く)は76.2%でした。

※実績値の精査に伴い、目標値を見直し。

LED照明を導入している県庁舎割合



《今後の方針》

今後、施設の新設や建替整備、計画修繕等の県施設ごとの適正管理の時期に合わせて、順次、LED照明の導入を推進します。

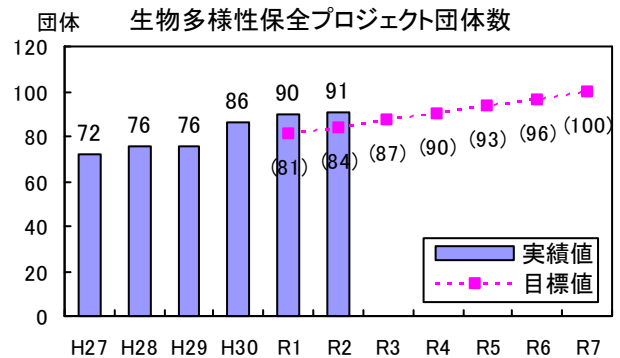
重点目標⑤ 令和7年度の生物多様性保全プロジェクト団体数 100 団体 【評価：◎】

《重点項目の状況》

平成 31 年 2 月に改定した「生物多様性ひょうご戦略」の推進には、行政はもとより県民、団体・NPO 等、事業者等の主体が、互いに連携し、それぞれの役割を担うことが不可欠です。

NPO 等が実施している生物多様性保全の取組を「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定し、活動内容を広く情報発信して、県民や企業の参加を促しています。

令和2年度までの生物多様性保全プロジェクト団体数は91団体で、NPO等による取組が進んでいます。



《今後の方針》

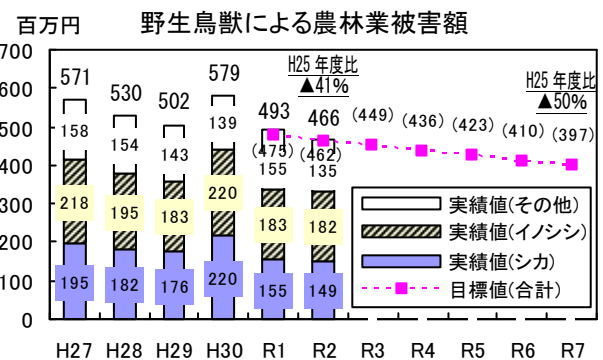
NPO等の活動を一層促進するため、県民や企業等に対する活動の意義や活動内容のPR、相互に情報共有や交流を図るための活動発表会等を開催し、ネットワーク化の促進や個々の活動のレベルアップを目指します。

重点目標⑥ 令和7年度の野生鳥獣による農林業被害額 50%削減 [平成25年度比] 【評価：○】

《重点項目の状況》

シカによる農林業被害対策として、平成30年度から捕獲目標を4万6千頭に引き上げ、捕獲を進めています。また、「ストップ・ザ・獣害」事業など、地域ぐるみでの捕獲を進め、捕獲対策を強化しています。この結果、令和2年度の野生鳥獣による農林業被害額は約4億7千万円となりました。また、シカによる農林業被害額は平成22年度(約4億7千万円)をピークに減少に転じ、令和2年度は約1億5千万円となりました。

イノシシによる農業被害額は減少傾向にあるものの、約1億8千万円と獣種別では最も高くなっています。また、神戸市等の都市部では人的被害も発生するなど、身近な生活環境にも影響が出ています。このため、令和2年度から捕獲目標を2万5千頭とし、防護柵の整備による被害対策を進めています。



《今後の方針》

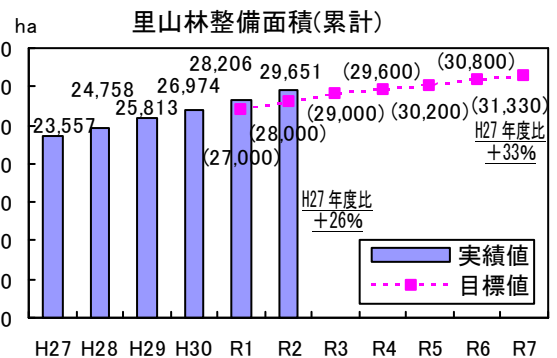
野生動物による農林業被害の軽減等を目的に、鳥獣保護管理事業計画に基づき、①個体数管理(捕獲の推進等)、②被害管理(防護柵の設置等)、③生息地管理(広葉樹林の整備等)を進め、人と鳥獣との共存を図っていきます。

特に、集中的な管理が必要なシカ・イノシシは、狩猟や有害捕獲に加え、国の指定管理捕獲等事業を活用して、高標高地など捕獲の進んでいない場所での捕獲を推進しています。

《重点項目の状況》

本県では、県民共通の財産である森林の機能回復を社会全体で進め、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るとともに、人工林の間伐の繰り返しや里山林の再生、森林ボランティア活動の活性化などの新たな課題に対応するため、「公的関与による森林管理の徹底」「多様な担い手による森づくり活動の推進」を基本方針として、「新ひょうごの森づくり第2期対策」(平成24～令和3年度)を進めています。

地域住民等自らが集落周辺の広葉樹林等で行う森林整備活動に対して活動経費等を支援するなど、里山林の整備を進めています。この結果、令和2年度末の里山林整備累計面積は29,651haとなり、平成27年度比で26%増となりました。



《今後の方針》

森林の公益的機能を回復するため、新ひょうごの森づくり第2期対策(平成24～令和3年度)の着実な推進が必要です。

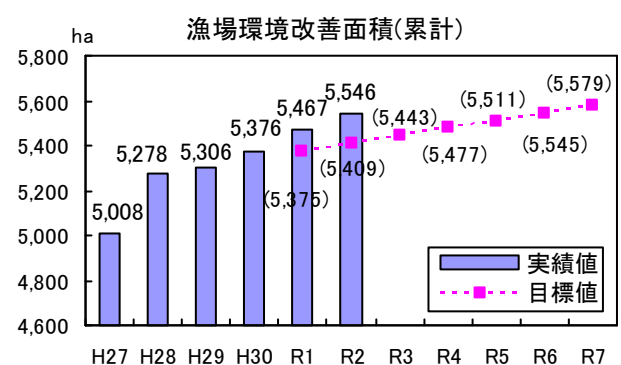
燃料革命以降、人々の生活様式の変化に伴い里山林が放置されているという問題があり、森林所有者だけでは適正な管理が難しい状況にあります。このため、地域住民が連携して集落周辺の広葉樹林等で行う森林整備活動を支援するとともに、森林ボランティアや「企業の森づくり」など、多様な担い手による森林整備を行い、森林の持つ公益的機能の回復を進めていきます。

《重点項目の状況》

本県では、高度経済成長期の海面埋め立て等により多くの藻場や干潟が消失しました。近年は漁場整備事業等により、藻場の造成など生物生息環境の保全・回復が図られています。この結果、令和2年度の漁場環境改善面積※は5,546haとなりました。

水産資源の維持・増大を図るため、第2の鹿ノ瀬構想などの漁場整備事業を引き続き実施するとともに、生物の生息場の再生に向けた増殖場等のリノベーション事業の検討を開始しました。また、藻場・干潟など浅場の再生・創出を行う団体に助成を行っています。

瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、令和元年10月に条例改正し、事業者と県民の責務を定めるとともに、瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保するうえで望ましい海域の窒素・りん濃度を水質目標値(下限値)として設定しました。



また、令和元年 12 月に条例改正し、下水処理場の BOD 上乗せ排水基準を見直すとともに、令和 2 年 3 月に「工場・事業場における栄養塩供給ガイドライン(ナレッジ集)」を策定し、環境基準の達成を維持しつつ、栄養塩類供給量の増加を図っています。

※稚魚の保護や育成の場となる増殖場等の整備や覆砂等により、浅場の環境改善を実施した面積

《今後の方針》

引き続き、藻類の育成が可能な増殖場の整備を適地で進めるとともに、海底耕うんやため池のかいぼり等、浅海域の保全活動を行う漁業者等への支援や下水処理施設の栄養塩管理運転など、豊かな海づくりのための取組を推進します。

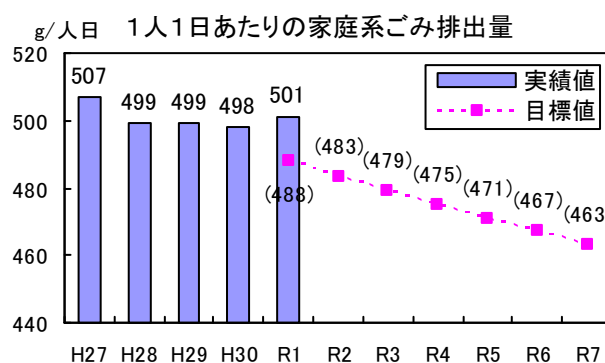
令和 3 年 6 月の瀬戸内海環境保全特別措置法改正に伴い栄養塩類管理制度が創設されたことから、栄養塩類管理計画の策定に向けて関係機関等と協議を行うとともに、栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究も進めていきます。

重点目標⑨ 令和 7 年度の 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 463g/人日 【評価:△】

《重点項目の状況》

県内の一般廃棄物の排出量は年々減少しており、1 人 1 日あたりのごみ排出量も平成 19 年度は全国 36 位であったのが、令和元年度には全国 13 位と、大幅に改善しました。また、ごみの分別に協力している県民の割合も約 9 割となり、ごみを減らすという県民の意識は定着しています。

平成 30 年 8 月に改定した「兵庫県廃棄物処理計画」では、県民 1 人 1 人の削減努力が反映できるように、事業系ごみ排出量及び資源ごみ排出量を除いた「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」を目標として設定していますが、令和元年度は 501g/人日と、近年その減少率が鈍化しているため、更なる取組を進めていく必要があります。



《今後の方針》

市町と協力し、食品廃棄物・食品ロスの削減、古紙の回収及びバイオマスの利活用を促進します。

また、プラスチックごみ削減に向け、3Rの取組を徹底することを基本としつつ、ワンウェイプラスチックの削減や地域でのペットボトル回収等、新たな資源循環の取組を強化します。

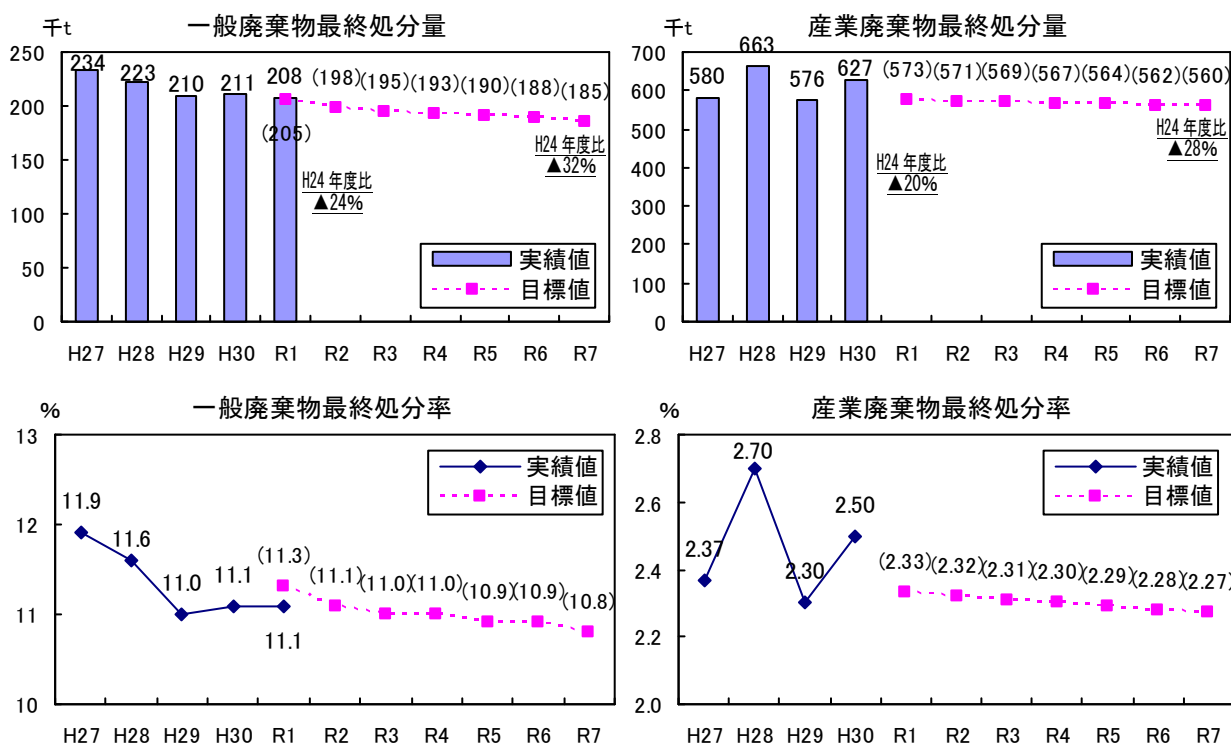
重点目標⑩ 令和7年度の最終処分量を一般廃棄物 32%削減、産業廃棄物 28%削減
 [平成24年度比] 【評価：△】

重点目標⑪ 令和7年度の最終処分率を一般廃棄物 10.8%、産業廃棄物 2.27%
 【評価：△】

《重点項目の状況》

一般廃棄物について、令和元年度の最終処分量は208千tとなり減少傾向がみられます。その一方で、最終処分率(排出量に対する最終処分量の割合)は11.1%と近年横ばいで推移、リサイクル率は16%で全国平均(20%)を下回っており、更なるリサイクル対策が必要です。

産業廃棄物について、平成30年度(令和元年度)の最終処分量は627千t、最終処分率は2.5%となり横ばいで推移しています。また、平成30年度(令和元年度)の排出量(2,465万t)及び再生利用率(83%、汚泥除く)も、近年横ばいで推移しており、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに向けた取組をさらに進めていく必要があります。



《今後の方針》

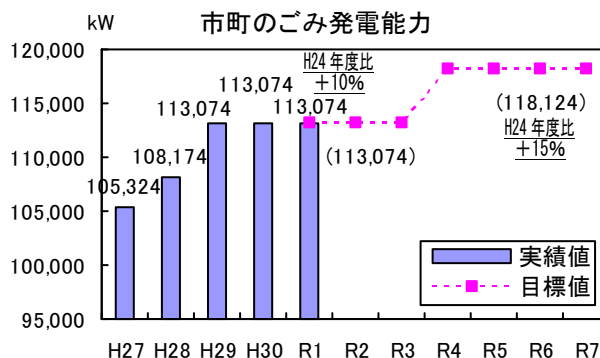
市町と連携し、県民への情報提供や普及啓発に取り組むなど、一般廃棄物の再生利用を促進し、最終処分量の削減を図ります。また、市町の(公財)ひょうご環境創造協会のセメントリサイクル事業への利用を促進し、焼却灰及びばいじんの再生利用を推進します。

産業廃棄物最終処分量の削減のため、引き続き、多量排出事業者(約400事業所)を中心に、毎年の処理計画・報告書の指導等により、発生抑制・再生利用を促進するとともに、適正処理を推進していきます。

《重点項目の状況》

地球温暖化対策や熱回収(サーマルリサイクル)の促進の観点から、市町の一般廃棄物焼却炉への高効率ごみ発電の導入が進んでおり、令和元年度末現在、113,074kWの発電能力のごみ発電施設が導入されています。

また、下水汚泥の消化ガスを利用したバイオマス発電など、新たな熱利用による温暖化に配慮した廃棄物処理が広がっています。



《今後の方針》

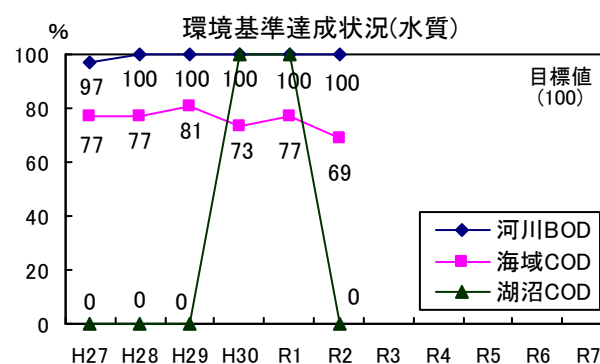
市町等では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の排出抑制に努め、極力リサイクルを行い、その後になお排出される可燃性のものは焼却処理等を行うとともに、積極的に熱エネルギーの活用等を図るための施設整備を行っています。

県では、引き続き、市町等が的確な施設整備ができるよう、市町等を支援します。

《重点項目の状況》

県内の公共用水域(河川・海域・湖沼)の環境基準達成状況を、有機汚濁の指標であるBOD(生物化学的酸素要求量:河川に適用)及びCOD(化学的酸素要求量:海域・湖沼に適用)で見ると、河川では、平成28年度以降、全水域で達成しています。

一方、海域では、環境基準達成水域が70%程度で近年横ばいとなっており、湖沼(1水域)では、環境基準を達成していません。



《今後の方針》

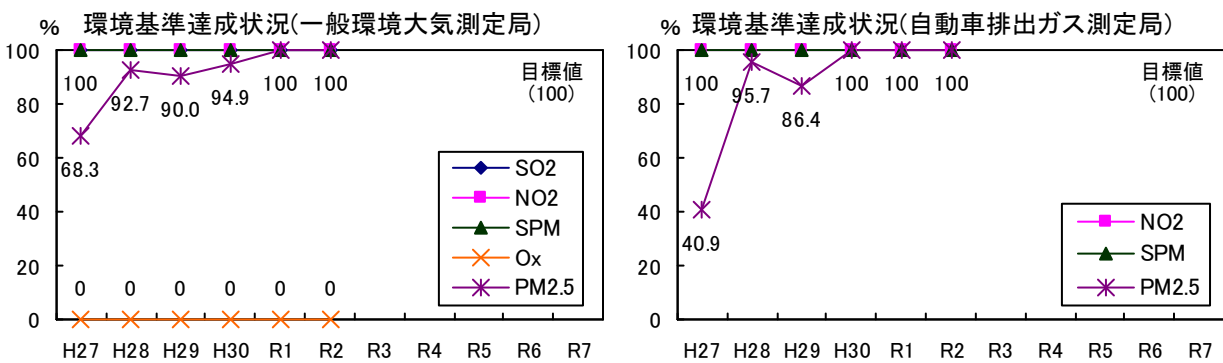
環境基準の達成・維持に向け、瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法に基づき、事業場に対する指導の徹底、生活系排水対策等を進めます。また、「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、公共用水域及び地下水の常時監視を行っていきます。

《重点項目の状況》

県内の大気環境は、長期的に改善傾向を示しており、一般環境大気測定局では、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM_{2.5})の環境基準は全局で達成しています。

自動車排出ガス測定局でも、NO₂、SPM及びPM_{2.5}は環境基準を全局で達成しています。なお、自動車排出ガス対策として、条例による阪神東南部地域(神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市)での自動車NO_x・PM法の排出基準に適合しないディーゼル自動車等の運行規制を行っており、同地域のNO₂及びSPM濃度の低減が進んでいます。

一方、光化学オキシダント(O_x)は、一般環境大気測定局の全局で環境基準非達成となっています。



《今後の方針》

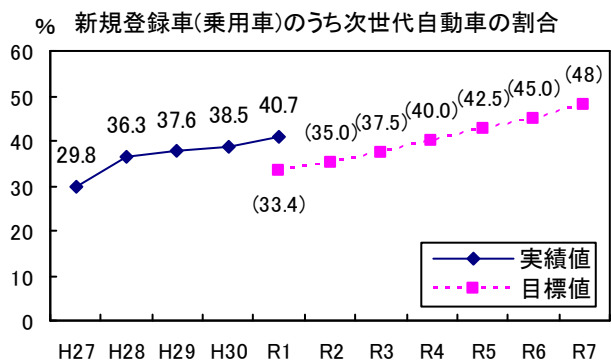
全測定局での環境基準の達成・維持に向け、事業所等の固定発生源対策や自動車排出ガス対策等を引き続き実施していきます。また、PM_{2.5}は、令和元年度に初めて全局で環境基準を達成しました。中国からの移流による影響が大きいため、引き続き、中国・広東省等との連携を図るとともに、成分分析による発生源の解析などの研究を行います。

《重点項目の状況》

補助・融資等の支援や普及啓発事業により、低公害で温室効果ガス排出の少ないハイブリッド自動車(HV)、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、天然ガス自動車等の導入を促進するとともに、次世代自動車の普及に向けた充電設備・燃料供給設備等のインフラ整備を促進しています。

新規登録車の台数(乗用車)のうち、次世代自動車(HV、EV、プラグインハイブリッド車、FCV、クリーンディーゼル自動車及び天然ガス自動車)の割合は、令和元年度は40.7%で、増加傾向となっています。

※次世代自動車の定義を見直し、クリーンディーゼル自動車等も含めた全ての次世代自動車の実績値を記載。



《今後の方針》

次世代自動車の普及を促進するため、事業者等が導入するEV、FCV及びFCVタクシーに対し、導入費の補助・融資を行うとともに、民間運送事業者等が導入する燃料電池バス（FCバス）への補助を行います。また、FCV、FCVタクシー及びFCバスに不可欠な水素ステーションの整備費補助を行います。

さらに、県自らも電気自動車用充電器の維持管理を行うとともに、公用車への次世代自動車の導入を進めます。

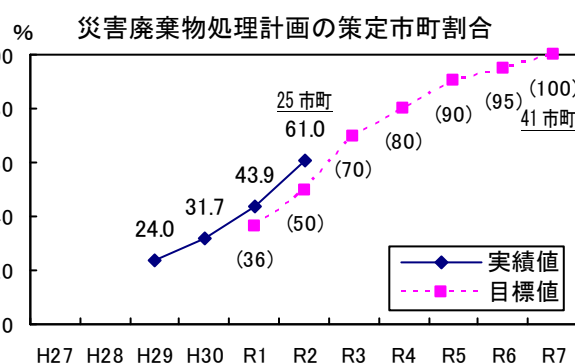
重点目標⑩ 令和7年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定

【評価：◎】

《重点項目の状況》

被災地の速やかな復旧・復興に資することを目的に、災害発生直後の初動対応から災害廃棄物の処理体制が整うまでの応急対応に重点を置いた「兵庫県災害廃棄物処理計画」を平成30年8月に策定し、災害廃棄物処理に備えています。

一方、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理には、仮置場候補地の選定や処理体制などを盛り込んだ市町災害廃棄物処理計画の策定が不可欠であるため、県内全市町が計画を策定するよう指導しています。この結果、令和2年度までに計画を策定した市町は61.0%となっています。



《今後の方針》

引き続き、様々な機会を捉えて計画未策定の市町に計画の必要性を説明するとともに、策定に関する研修会を開催し、市町を指導します。

また、近年、全国各地で自然災害が多発していることに加え、阪神・淡路大震災から25年が経過し、大規模災害に係る廃棄物処理の経験がない職員が増えていることから、必要に応じて県及び市町等の廃棄物担当職員を対象とした実践的な図上演習形式の研修会を開催します。

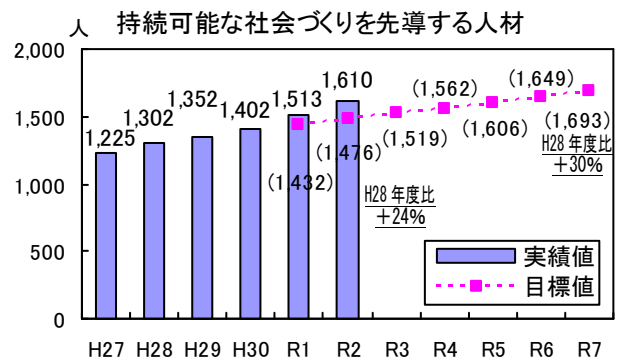
重点目標⑰ 令和7年度の持続可能な社会づくりを先導する人材 30%増
 [平成28年度比]

【評価：◎】

《重点項目の状況》

持続可能な地域づくりを進めるには、地域の環境保全・創造に係る実践的活動を担う人材に加え、持続可能な社会づくりを牽引することのできる人材を育てていくことが重要です。

令和2年度までの持続可能な社会づくりを先導する人材(地球温暖化防止活動推進員、森林ボランティアリーダー、ナチュラルウォッチャーリーダー、自然保護指導員、鳥獣保護管理員、持続可能地域士の合計)は1,610人となっており、着実に増加しています。



《今後の方針》

県民1人1人が、自らの問題として環境問題に関心を持ち具体的に行動することができるよう、引き続き、ふるさとへの関心や愛着を持った次代の環境を担う人づくりを進めていきます。また、乳幼児期からの発達の段階に応じた自然体験活動など、あらゆる主体による環境学習・教育を推進していきます。

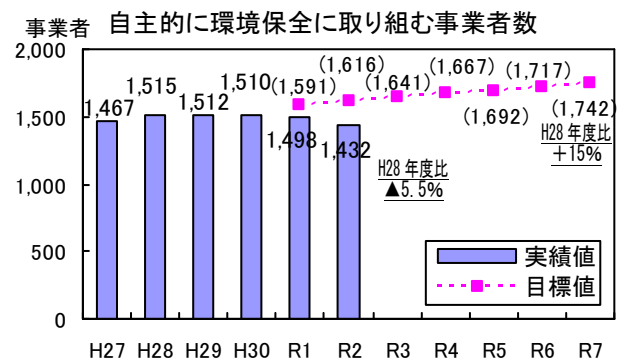
重点目標⑱ 令和7年度の自主的に環境保全に取り組む事業者数 15%増
 [平成28年度比]

【評価：○】

《重点項目の状況》

環境保全に対する自主的な管理が企業に浸透しています。また、環境報告書の作成・公開など、環境保全・創造の取組の情報開示が進展しており、さらには、工場見学や環境出前講座の開催、森林保全活動への協力など、企業と地域が結びついた活動が広がっています。

令和2年度までの自主的に環境保全に取り組む事業者数(ISO14001認証取得事業者、エコアクション21認証取得事業者、エコ・ファースト認定事業者、産廃優良認定処理業者の合計)は1,432事業者となっています。



《今後の方針》

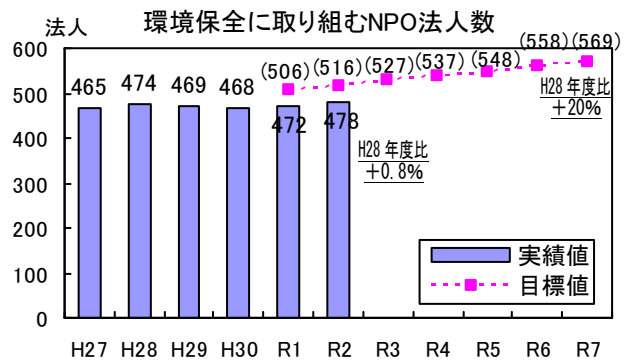
事業者が主体的に環境負荷の低減に取り組むとともに、環境への影響やリスクなど、環境情報がわかりやすい形で全ての県民に届けられるよう、引き続き、企業の環境への取組を促すとともに、地域とのコミュニケーションの向上を促進します。

重点目標⑱ 令和7年度の環境保全に取り組むNPO法人数 20%増 [平成28年度比]

【評価：○】

《重点項目の状況》

兵庫県内で環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人は、令和2年度末で478法人となっており、法人数自体は近年横ばいとなっていますが、リサイクルの推進、身近な生活環境の美化、地域の自然環境の保全など、幅広い活動が展開されています。



《今後の方針》

地域の中に、県民が自発的に環境活動に参加できる受け皿が様々な主体によって整備され、多くの県民がそのような場を活用し、身近な環境活動への参画、環境保全活動に取り組めるよう、環境保全・創造に取り組むNPO等の活動を核として、地域が一体となった活動をさらに推進します。

重点目標⑳ 「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数 100万件

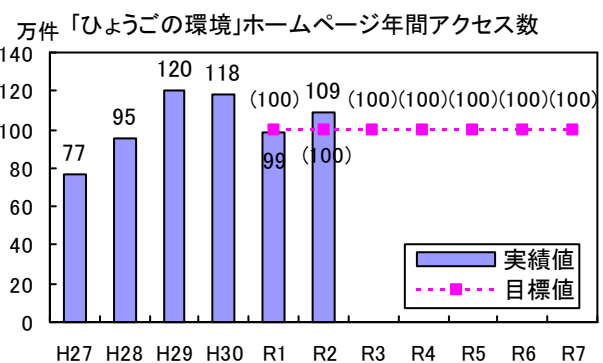
【評価：◎】

《重点項目の状況》

「ひょうごの環境」ホームページは、県民等の環境学習などに活用できるよう県の環境施策・環境データやイベント等に関する情報を掲載しています。

平成27年度には県民等にいつそう親しみやすい環境情報を提供するためホームページのリニューアルを行い、令和2年度にはスマートフォン表示に対応しました。

この結果、令和2年度の年間アクセス数は、109万件となっています。



《今後の方針》

引き続き、県内の環境の状況や環境保全等に関する情報を適切に発信し、利用者にとって利便性や満足度が高いサイトとなることを目指します。

3 各分野の状況

(1)「低炭素」～CO₂排出をできる限り抑え地球温暖化対策を推進する～

地球温暖化の対策を進めるためには、日常生活や経済活動に「低炭素」の仕組みが組み込まれた社会が必要です。そのため、省エネ化の推進、温室効果ガスの排出の少ない社会構造の実現、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換に向けた施策展開を図っています。

ア 「くらし」に関する指標

(ア) CO₂ 排出の少ないライフスタイルへの転換【評価：◎】

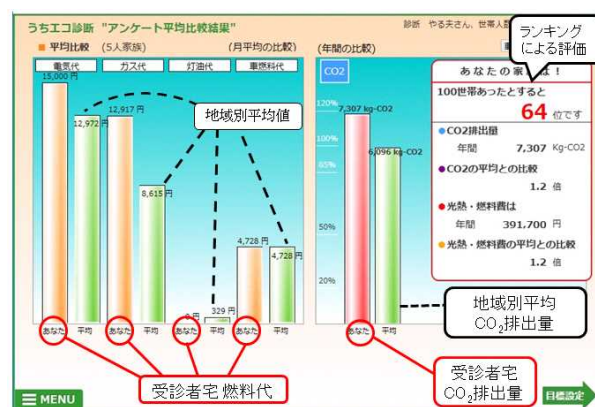


[現状と課題]

平成 30(2018)年度の家庭部門の温室効果ガス排出量は、平成 25(2013)年度比▲26.5%と、家庭でのCO₂排出量削減の取組が進んでいます。

家庭でのCO₂削減方を提案する「うちエコ診断」の受診数の増加や、家庭用コージェネレーションシステムの導入量の増加など、省エネの気運が高まっています。

CO₂削減の取組に県民が参加しやすいよう、CO₂削減に役立つ情報を積極的に提供する必要があります。



うちエコ診断の診断画面(エネルギー消費状況の把握)

[今後の取組方針]

企業や団体、市町など地域と連携したうちエコ診断事業の効果的運営、受診数の拡大と受診後の取組を後押しする支援制度構築等の検討を行い、取組の継続的な展開を目指します。また、夏季及び冬季を中心に、家庭での省エネの呼びかけを行い、省エネ型のライフスタイルの一層の確立を目指すとともに、省エネ機器販売店と連携し、家庭の省エネ化を促進します。

	指標	現況値	R 2 実績値※	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	家庭部門の温室効果ガス排出量(%) [H25(2013)比]	▲9.6 (H27)	▲26.5 (H30)	▲18.9	◎	▲21.6	▲24.3	▲32.4	—
2	うちエコ診断受診数(累計)(件)	7,060 (H29)	11,235	10,000	◎	11,000	12,000	15,000	—
3	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム導入台数(累計)(台)	21,957 (H29)	34,583	32,500	◎	36,000	39,500	50,000	—

※R 2実績値が判明していない場合は、直近年度(()内の年度)の実績値により評価(以下同じ)。

※令和3年3月に改定した地球温暖化対策推進計画に基づき、温室効果ガス排出量の目標値を見直し。以下、部門毎の温室効果ガス排出量についても同じ。



(イ) 住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大【評価：○】

[現状と課題]

本県では、令和3年3月に改定した兵庫県地球温暖化対策推進計画で、「令和12(2030)年度に再生可能エネルギーにより80億kWhを発電」を目標としています。

住宅用太陽光発電システムによる発電量は、国の固定価格買取制度や県の融資制度、再生可能エネルギー相談支援センターの充実により、令和2年度に5.7億kWhとなっており、引き続き県民の再生可能エネルギーの導入を支援する必要があります。

[今後の取組方針]

「創エネ」、「省エネ」、「蓄エネ」をうまく組み合わせて、エネルギーを最適に利用する暮らし方である「スマートライフ」の普及に向け、住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置のための低利融資を実施するほか、(公財)ひょうご環境創造協会と連携して家庭用蓄電システムに加え、同時設置する太陽光発電システムの設置費用の一部を補助し、自家発電による自家消費を促進していきます。

	指 標	現況値	R2 実績値	R2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R3	R4	R7	
1	県内の住宅用太陽光 発電システムによる 発電量(億 kWh)	4.7 (H29)	5.7	6.2	○	6.5	6.9	7.9	—

※令和3年3月に改定した地球温暖化対策推進計画に基づき、再生可能エネルギーによる発電量の目標値を見直し。以下、各発電種類の再生可能エネルギーによる発電量についても同じ。

イ 「しごと」に関する指標



(ア) 低炭素型の経済活動の推進【評価：○】

[現状と課題]

平成30(2018)年度の産業部門の温室効果ガス排出量は、平成25(2013)年度比▲13.7%となっています。自家発電設備によるエネルギー利用の効率化、省エネ対策、工場排水等の廃熱利用など、工場での省エネが進んでいます。

温室効果ガス排出削減対策のため、大規模・中規模な事業者には、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、排出抑制計画の策定・措置結果の報告を求め、そのうち大規模な事業者は計画・措置結果を公表しています。

また、小規模な事業者にも、要綱に基づき、排出抑制計画の策定・措置結果の報告を求め、温室効果ガスの排出抑制を指導しています。

[今後の取組方針]

令和3年8月に、「環境の保全と創造に関する条例施行規則」を改正し、温室効果ガス排出抑制計画・報告制度の対象を一段階引き上げ、小規模な事業者は同条例の対象に、中規模な事業者は計画・措置結果の公表対象に追加するとともに、大規模な事業者は事業所毎に措置結果を公表する制度強化を行いました。これに伴い、令和4年7月末を期限とし、新たに令和12(2030)年度を目標とした計画を作成・提出するよう指導するとともに、セミナー等により先進的な取組の情報共有を図り、事業者の目標達成の意欲を高め、温室効果ガスの着実な削減を促進して

いきます。加えて、中小規模事業所に対する省エネ設備の更新・改修、再生可能エネルギー設備の設置補助などにより、事業所の省エネ及び再生可能エネルギーの導入を支援していきます。

さらに、使用電力を100%再生可能エネルギーに転換することを宣言するRE100等への県内企業の参加や地域発電事業者の創出・育成を促進します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	産業部門の温室効果ガス排出量(%) [H25(2013)比]	▲2.8 (H27)	▲13.7 (H30)	▲13.9	○	▲15.9	▲17.9	▲23.9	—

※目標値は、令和12年度の温室効果ガス排出量を38%削減とした場合の値。



(イ) オフィス・ビルの低炭素化【評価：○】

[現状と課題]

平成30(2018)年度の業務部門の温室効果ガス排出量は、平成25(2013)年度比▲29.3%となっており、太陽光発電の導入、照明設備のLED化や人感センサーの導入、断熱・日射遮断性の高い外装の導入など、省エネが進んでいます。

産業部門と同様に、温室効果ガスの排出抑制に向け、条例・要綱による指導を行っています。

平成18年10月から、「環境の保全と創造に関する条例」により、延床面積2,000㎡以上の建築物の新築・改築・増築・大規模修繕等を行う際に、建築物環境性能評価システム(CASBEE)に基づき環境配慮を行うことが義務付けられており、エネルギーの使用の抑制をはじめとした環境配慮が行われています。

また、兵庫県庁自らも大規模な温室効果ガス排出事業者であることから、令和3年3月に策定した環境率先行動計画(ステップ6)により、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

[今後の取組方針]

産業部門と同様に、温室効果ガス排出抑制計画及び同措置結果報告の公表や、条例に基づく指導を行うとともに、省エネルギーセミナーの開催や、関西エコオフィス運動の推進など、温室効果ガスの更なる削減を促進していきます。また、中小規模事業所に対する省エネ設備の更新・改修、再生可能エネルギー設備の設置補助などにより、オフィス・ビルの省エネ及び再生可能エネルギーの導入を支援していきます。

また、環境率先行動計画(ステップ6)に基づき、県施設における温室効果ガスの削減を着実に進めていきます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	業務部門の温室効果ガス排出量(%) [H25(2013)比]	▲9.3 (H27)	▲29.3 (H30)	▲21.7	◎	▲24.8	▲28.0	▲37.3	—
2	CASBEE※に基づく届出件数(累計)(件)	2,976 (H29)	3,589	—	○	—	—	—	—

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
3	県施設における温室効果ガス削減率***(%) [H25(2013)比]	▲1.9 (H28)	▲7.8	▲6.5	◎	▲9.8	▲13.2	▲23.1	令和元年度比 ▲20.5%以上 (令和7年度)

※CASBEE：省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減に加え、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上の側面も含めた建築物の環境性能を総合的に評価する手法。

※※令和3年3月に策定した環境率先行動計画(ステップ6)に基づき、温室効果ガス排出量の目標値を見直し。



(ウ) 事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大【評価：○】

[現状と課題]

令和2年度末時点で、378箇所(1,008,675kW)のメガソーラーが稼動しています。県も、ダム堤体等を活用した企業庁メガソーラープロジェクトを推進しており、平成27年度末から12施設(29,600kW)が稼動しています。



ダム堤体法面を利用したメガソーラー
(神谷ダム)

また、建物の屋上を活用した太陽光発電事業の課題に対応するため、(公財)ひょうご環境創造協会が事業主体となり、県施設(三木北高校(101kW)、ひょうごこころの医療センター(115kW))で、屋上防水シートを破らない安価で安全な工法の実証事業を行っています。得られた知見やノウハウを公共施設や民間のビル・マンション等への太陽光発電設備の導入促進に向けた相談事業等に活かしています。

[今後の取組方針]

バランスのとれた再生可能エネルギーの導入を促進するため、小水力発電の導入を目指す地域団体等の取組を支援するとともに、小水力発電や小規模バイオマス発電など全県モデルとなり得る地域団体等の取組に対して発電設備の導入経費の一部を無利子貸付により支援していきます。

また、中小事業所が自家消費を拡大するための再生可能エネルギー発電設備の設置に対して補助や低利融資を実施していきます。

今後は、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー原料費を域外に流出させることなく、持続可能な形でエネルギー・資源・地域経済が域内で循環する「地域循環共生圏」の創出を推進します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	県内の再生可能エネルギーによる発電量(住宅用太陽光発電除く)(億 kWh)	31.3 (H29)	41.3	43.8	○	46.7	49.6	58.4	—

ウ 「まち」に関する指標



(ア) 環境に配慮した交通の実現【評価：○】

[現状と課題]

渋滞交差点解消プログラム等、環境に配慮したまちづくりが進むとともに、平成 25 年 6 月に策定した「兵庫県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に基づき、電気自動車の充電インフラが整備されています。

燃料電池自動車の普及に向けては、水素ステーションの設置に対する補助を行っており、令和 3 年 4 月には、姫路市内に県内 3 箇所目となる水素ステーションが開所しました。

また、令和 2 年度には燃料電池バスの導入に対する補助制度を創設し、令和 3 年 4 月から姫路市において西日本初となる燃料電池バスの営業運行が開始しています。



水素ステーション(姫路市)



燃料電池バス(姫路市)

[今後の取組方針]

同ビジョンに基づき、県自らが急速充電器を設置・運用するとともに、平成 26 年 7 月に策定した「兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン」に基づき、燃料電池自動車の普及を図ります。また、水素ステーションの整備及び燃料電池バスの導入に対する補助を行い、水素モビリティの普及促進を図ります。

今後もエコドライブの推進や次世代自動車の導入促進を行い、環境に配慮した交通の実現に努めます。

	指標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	運輸部門の温室効果ガス排出量(%) [H25(2013)比]	▲5.9 (H27)	▲13.2 (H30)	▲12.2	◎	▲13.9	▲15.7	▲20.9	—
2	新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合*(%)【再掲】	36.3 (H28)	40.7 (R1)	35.0	◎	37.5	40.0	48	—
3	住んでいる市・町の公共交通は便利だと思ふ人の割合(%)	56.2 (H29)	56.2	—	○	—	60	—	—

※次世代自動車の定義を見直し、クリーンディーゼル自動車等も含めた全ての次世代自動車の実績値を記載。

エ 「さと」に関する指標



(ア) CO₂ 吸収源としての森林の機能強化【評価：○】

[現状と課題]

森林の機能回復を社会全体で進め、森林の持つ機能を高度に発揮するため、人工林の間伐の繰り返し実施や里山林の再生等を行う「新ひょうごの森づくり」(第 2 期対策：平成 24～令和 3

年度)を進めています。経済林としての再生も進めながら、CO₂吸収源としての機能向上を図っています。

森林資源の利活用を図るため平成 24 年度に切捨間伐から搬出間伐へ国の施策が転換し、搬出に手間がかかることから、間伐の進捗に遅れが生じています。間伐が必要な 60 年生以下のスギ・ヒノキ人工林について、市町と連携した間伐や作業道の開設に対する公的関与を充実し、間伐実施率 100%に向け、一層の取組を進める必要があります。

[今後の取組方針]

間伐目標の達成にむけ、令和元年度から措置された森林環境譲与税を活用して、市町と県が連携を図りながら、奥地等の条件不利地での間伐を推進します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	間伐実施面積 (ha)	128, 211 (H29)	139, 445	169, 000	○	175, 000	—	—	169, 000ha (令和 2 年度)



(イ) カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進【評価：◎】

[現状と課題]

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した大規模な木質バイオマス発電所が、赤穂市(㈱日本海水、H27. 4 稼働開始)、朝来市(㈱関電エネルギーソリューション、H28. 12 稼働開始)、丹波市(パルテックエナジー㈱、H29. 12 稼働開始)で稼働しているほか、赤穂市ではさらに追加整備(㈱日本海水、R3. 1 稼働開始)されるなど、木質バイオマスの利活用は順調に増加しています。



㈱関電エネルギーソリューション
未利用材ストック状況

発電用燃料として利用することで、森林所有者等に新たな収入が生まれ、長期的視点に立った林業経営の推進につながることから、「伐採、利用、植栽、保育」の林業生産サイクルが円滑に循環し、森林の多面的機能を持続的に発揮させる「資源循環型林業」の構築にもつながると期待されます。

今後は、需要増加が見込まれる木質バイオマス発電用として、利用されずに放置されていた間伐材や林地残材などの未利用木材を安定的に供給する取組を強化する必要があります。

[今後の取組方針]

未利用間伐材等を低コスト、かつ、安定的に供給していくため、林業事業者に対して、燃料用木材の仕分けや乾燥・ストックに必要な山土場整備への支援を行い、あわせて、効率的な集材方法や山土場での乾燥方法、運搬方法等について、現地研修会等を通じて指導します。また、燃料用チップ製造設備等の導入を計画している事業者に対し、事業計画の策定等を支援します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	県内のバイオマス 発電施設による 発電量(億 kWh)	8.0 (H29)	10.8	10.1	◎	12.1	14.1	20.1	—

オ 「温暖化からひょうごを守る適応策」に関する指標



(ア) 「適応策基本方針」の推進【評価：◎】

[現状と課題]

平成 29 年 3 月に策定した「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」に基づき、県民・事業者・県内関係部局等と連携のもと、農作物の品質低下に対する高温耐性品種の導入や適切な栽培手法の普及(農業)、生息数が著しく減少・増加している鳥獣の保護・管理(自然生態系)など、様々な適応策に取り組んできました。

令和 3 年 3 月に改定した「兵庫県温暖化対策推進計画」(気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても位置づけ)で、本方針を踏まえた 3 つの方針を新たに策定しています。

[今後の取組方針]

令和 3 年 4 月に設置した兵庫県気候変動適応センターで、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を基本としながら、「適応策」の取組を一体的に推進し、ホームページでの普及啓発や県民フォーラムの開催など、県民等の理解と関心を深め、全県的な気候変動適応の機運を醸成します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	適応策の県民への 認知度(%)【再掲】	37.5 (H28)	47.2	43.1	◎	44.4	45.8	50	—

《総合評価》

平成 30(2018)年度の温室効果ガス排出量は、基準年度(平成 25(2013)年度)比▲15.9%となっています。平成 24 年 7 月に始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入が増加するほか、家庭での省エネの取組や工場・事業場の機器の省エネ化改修等が進んでいます。平成 29 年 3 月に策定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では、工場・事業場や家庭での省エネの取組の普及拡大を図るほか、太陽光発電に偏らない、小水力発電やバイオマス発電等バランスのとれた再生可能エネルギーの導入など、様々な取組を推進してきました。今後は、地域から脱炭素社会の実現を先導していくため、令和 3 年 3 月に改定した同計画に基づき、令和 12(2030)年度温室効果ガス削減目標を 26.5%から 35~38%に強化するとともに、再生可能エネルギー導入目標を 80 億 kWh に引き上げる等、温暖化対策を推進する一方で、今後示される国施策や県内事業者の脱炭素経営の動向等を踏まえた上で、さらに「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を見直し、一層の温室効果ガス削減の取組を進め、2050 年 CO₂ 排出量実質ゼロを目指します。

(2)「自然共生」～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～

本県における生物多様性の保全・再生の総合的な指針である「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、自然環境を良好に保ち、多様な生物が共存し、豊かな生態系を保つ施策を展開しています。また、シカ等の野生鳥獣の個体数管理、生息地管理及び被害管理といったワイルドライフ・マネジメントを進めるとともに、さまざまな担い手による里地・里山・里海の再生を図っています。

ア 「くらし」に関する指標

(ア) 地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進【評価：○】



[現状と課題]

環境学習の拠点施設として六甲山ビジターセンター等を自然公園内に整備しています。六甲山ビジターセンターでは、大都市に隣接する六甲山をフィールドとし、体験型の環境学習機会を提供するプログラム等を実施しています。

また、人と自然の博物館では、新型コロナウイルス感染予防対策の徹底に努めながら、館内での演示型セミナーの充実、移動博物館車「ゆめはく」の運用によるオープンな館外での展示やセミナーをより一層充実させました。



館内セミナーの様子

[今後の取組方針]

六甲山ビジターセンターでの環境学習プログラムの実施など、自然公園を活用した環境学習の提供を行います。

また、人と自然の博物館では、子ども(特に未就学児)向けの展示・演示プログラムの開発などにより、自然と人との共生について、低年齢層が分かりやすく興味を引く展示・演示を工夫し、より多くの県民の利用に努めます。

	指標	現況値	R2 実績値	R2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R3	R4	R7	
1	県内の自然公園年間利用者数(千人)	36,495 (H24~H28 平均)	36,818 (R1)	37,500	○	37,500	37,500	37,500	37,500千人 (令和7年度)
2	自然公園内のビジターセンターの利用者数(人)	137,389 (H25~H29 平均)	172,319	158,500	◎	165,000	165,000	165,000	165,000人 (令和7年度)
3	県立人と自然の博物館年間利用者数(人)	870,563 (H25~H29 平均)	482,089	800,000	△	800,000	800,000	800,000	—
4	住んでいる市・町の自然環境が守られていると思う人の割合*(%)	50.5 (H30)	52.1	前年度を上回る (R1:47.3)	◎	前年度を上回る	前年度を上回る	—	—

※令和2年3月に策定した兵庫県地域創生戦略(2020~2024)に基づき、新たな目標を記載。

イ 「しごと」に関する指標



(ア) 公共事業等における環境への配慮【評価：○】

[現状と課題]

公共事業では、「生物多様性配慮指針」に基づき、地域特性を勘案しながら、環境配慮技術や工法を採用するなど、環境への配慮に努めています。

さらに、河川整備では、「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」に基づき、河川が持つ多様な生物の生息・生育環境を保全するため、令和2年度は80.5%で(目標値90%に対しH24~R2 平均整備率 88.6%)コンクリートを使わない工法又は使用しても環境に配慮した工法を採用し、「自然を活かした川づくり」を行っています。



上下流連続性の確保

[今後の取組方針]

引き続き、「生物多様性配慮指針」に基づき、公共工事での環境配慮の一層の推進に努めます。

	指標	現況値	R2実績値	R2目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R3	R4	R7	
1	自然を活かした川づくり・年間整備率(%)	87.2 (H24~H29 平均)	88.6 (H24~R2 平均)	90 (H24~R3 平均)	○	90 (H24~R3 平均)	90 (R4~R13 平均)		H24~R3 平均整備率90%以上



(イ) 環境に配慮した農業の推進【評価：○】

[現状と課題]

地球環境や生物多様性に配慮した「人と環境にやさしい農業」を推進し、安全安心で良質な食料の持続的な生産を進めるため、環境創造型農業を兵庫県農業の基本として位置付け、農業者への環境創造型農業の推進及び消費者等への情報提供と理解の促進を図っています。

令和元年度は、県南地域において、除草効果の高い高性能水田除草機の実証を行い、水稻有機栽培技術の機械化による技術の体系化を図りました。



いちごの紫外線照射等実証ほ

さらに、令和元年度、令和2年度は、いちごにおける紫外線照射や天敵を活用した化学合成農薬低減に向けた実証ほを3箇所設置し、環境創造型農業に対応した技術の検証を行いました。

また、環境創造型農業の基本となる土づくりについて、令和2年度は、堆肥等を活用した土づくり技術を地域に普及させるため実証ほを3箇所設置し、令和3年度は、緑肥による土壤物理性改善効果等を実証ほを2箇所設置し技術体系の普及を図っています。

[今後の取組方針]

兵庫県環境創造型農業(人と環境にやさしい農業)推進計画(第2期)に基づき、担い手経営体に対して土づくりとともに、ICT や AI を活用したスマート農業技術の利用等による適正な施肥・防除を推進します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	環境創造型農業の 生産面積*(ha)	20,016 (H29)	20,182	20,900	○	—	—	22,800	22,800ha (令和7年度)
2	有機農業の生産面 積*(ha)	986 (H29)	1,031	1,140	○	—	—	1,500	1,500ha (令和7年度)

※平成31年3月に策定した兵庫県環境創造型農業(人と環境にやさしい農業)推進計画(第2期)に基づき、環境創造型農業の定義を見直し、環境創造型農業及び有機農業の生産面積の新たな目標値を記載。



(ウ) 多様な担い手による森づくり活動の推進【評価：○】

[現状と課題]

企業が社会貢献活動の一環として行う森林保全活動をさらに推進するため、受入活動地の情報提供によるマッチングや活動計画の策定指導等を行い、新たな企業等の参画を積極的に促進しています。「企業の森づくり」には、令和2年度末までに39社の企業等が参加し、多様な担い手による森づくりが進んでいます。



「企業の森づくり」活動風景

[今後の取組方針]

引き続き、森林ボランティア活動の活性化を図るとともに、「企業の森づくり」を進めます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	「企業の森づくり」 参加企業数(社)	36 (H29)	39	44	○	46	48	54	—

ウ 「まち」に関する指標



(ア) 自然とのふれあいの推進【評価：○】

【現状と課題】

尼崎臨海地域を魅力と活力あるまちに再生するため、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎 21 世紀の森構想」を平成 14 年 3 月に策定し、同構想に基づき、賛同する多くの主体が中心となって森づくり(まちづくり)に取り組んでいます。

先導的な整備に取り組んでいる「尼崎の森中央緑地」では、市民や企業等の手による生物多様性を意図とした森づくりが進められており、令和 2 年度末現在で 96,300 本の植樹が行われています。また、都市公園の整備も進み、都市の良好な自然環境の保全とともに、市民の憩いの場として利用されています。



「尼崎の森中央緑地」での植樹活動

【今後の取組方針】

尼崎 21 世紀の森づくりでは、市民や周辺企業、学校等の参画と協働により、森づくり活動を実施していきます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			【参考】 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	尼崎の森中央緑地への植栽数(累計)(本)	86,000 (H29)	96,300	107,100	○	115,000	120,500	141,600	—
2	県立都市公園の年間利用者数(千人)	11,687 (H25~H29 平均)	10,321	11,687	○	11,687	11,687	11,687	—



(イ) 外来生物対策の推進【評価：◎】

【現状と課題】

特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアによる被害を削減するため、現在、市町を中心とした捕獲及び処分を行っています。全県での農林業被害額は減少傾向にあるものの、被害が増加している市町もあることから、今後一層の被害対策を進めていく必要があります。

外来生物は、本県固有の生態系を崩し、農業や生活環境に被害を及ぼしていることから、より一層の捕獲が必要です。



捕獲されたアライグマ(三田市)

また、グローバル化が進展する中、ヒアリ等の新たな特定外来生物の侵入の危険性が高まっており、港湾施設での発見も相次いでいます。

動物や昆虫だけでなく植物も含め、在来種に影響を及ぼす外来生物の拡散を早期に食い

止めるため、兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)を作成し、駆除の必要性を啓発するとともに、対策に関する情報発信を行っています。

[今後の取組方針]

アライグマやヌートリアについては、外来生物法に基づき、市町による防除実施計画の策定を推進することにより、有害鳥獣捕獲許可を不要とした計画的で迅速な捕獲活動を進めていきます。

また、健康被害を及ぼすヒアリ等の外来昆虫や、河川やため池の生態系を脅かし、農業にも被害を及ぼすナガエツルノゲイトウ等の外来植物については、早期防除と定着阻止に向けた対策が重要です。このため、国や市町、関係団体、専門家等と連携・協力を図りながら取り組んでいきます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	アライグマ・ヌートリアによる農業被害額(千円)	69,951 (H29)	52,097	64,200	◎	62,300	60,400	54,687	54,687千円 (令和7年度)
2	アライグマ・ヌートリア捕獲頭数(頭)	5,685 (H29)	8,409	8,000	◎	8,000	8,000	8,000	8,000頭 (令和2年度～)
3	外来種を監視・駆除する「見守り隊」の登録数(団体)	9 (H29)	11	11	◎	12	13	16	—

エ 「さと」に関する指標

(ア) 生物多様性の保全【評価：○】



[現状と課題]

生物多様性ひょうご戦略について、行動計画の進捗状況や県内の生物多様性の状況変化などを踏まえ、平成30年度に改定しました。

コウノトリの野生復帰では、豊岡市を中心に養父市、朝来市でもコウノトリの生態や環境に対する理解が深まり、野外個体数が着実に増えるなど、豊かな自然の再生に向けた取組が進んでいます。

引き続き、NPO等や企業との連携をマッチングするなど活動の発展を支援し、県民に生物多様性への理解や連携・協働の重要性を浸透させていくとともに、県民の生物多様性への協働を促進するため、更なる普及啓発と兵庫の取組に関する情報発信を行う必要があります。

[今後の取組方針]

行政だけでなく、活動団体、企業、研究機関等、各主体による生物多様性の保全及び持続可能な利用を促進しながら、生物多様性ひょうご戦略に掲げる行動計画を着実に推進します。活動団体に対しては、学習・情報交換の場の提供や活動に関する指導・助言体制の充実などを図ります。また、外来種対策としては、防除の優先度を明確にするとともに、地元自治体とも連携した対策を推進します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	生物多様性アドバイザー登録人数(人)	37 (H29)	34	43	△	45	47	53	53人 (令和7年度)
2	生物多様性地域戦略策定数(件)	52 (H29)	52	56	○	59	62	71	71件 (令和7年度)
3	コウノトリ野外個体数※(羽)	118 (H29)	217	—	○	—	—	—	—

※繁殖期を迎える3歳以上の個体(成熟個体)を集計していたが、それ以外でも繁殖する例もあるため、指標の定義を見直し、野外個体数として実績値を記載。



(イ) 野生鳥獣の適切な保護管理【評価：○】

[現状と課題]

令和2年度は46,186頭のシカ、22,926頭のイノシシを捕獲しています。また、シカ・イノシシによる農林業被害は減少傾向にあるものの、生息数や被害額が増加している地域は依然としてあり、今後一層、野生動物による被害対策を進めていく必要があります。



集落ぐるみでの侵入防止柵の設置(相生市)

[今後の取組方針]

平成30年度に設定したシカ捕獲目標4万6千頭の継続した達成を目指し、捕獲を進めていくとともに、捕獲個体の有効活用を図るため、シカ肉・皮等の需要拡大を図っていきます。また、都市部で生活被害が発生しているイノシシについても、捕獲目標2万5千頭の達成を目指し、捕獲を進めていくとともに、防護柵の整備による被害対策を進めていきます。

また、地域の実情に応じた獣害対策の取組が必要なことから、引き続き集落ぐるみの取組を促進するとともに、市町等と連携した被害集落対策を強化する鳥獣被害集落ローラー作戦を展開していきます。

シカ・イノシシ以外にも、ツキノログマは、集落への出没や人身事故等を未然に防ぐため、集落周辺部での有害捕獲の強化や、追い払い活動、放任果樹等の誘引物除去などの環境整備等により、推定生息数に応じた個体数管理を進めています。

カワウは、アユの食害等の水産業被害が大きいことから、高性能空気銃等による捕獲、地獄オリによる捕獲試験、擬卵置換等による繁殖抑制等、被害軽減に向けた総合的な取組を進めています。

サルは、被害軽減と地域個体群の存続を両立させるため、群れの規模に応じた加害個体の有害捕獲など、個体数管理を実施しています。

これらの対策により、引き続き野生動物による農林業被害の軽減を図るとともに、新たな狩猟者の確保・育成、技能向上、捕獲技術の開発等に取り組んでいきます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	シカによる農林業被害額(千円)	175,737 (H29)	149,219	166,702	◎	163,689	160,676	151,637	—

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
2	シカ目撃効率								1.00 (令和3年度)
	《本州》	1.4 (H28)	1.5 (R1)	1.1	△	1.0	0.9	0.6	—
	《淡路》	1.3 (H28)	1.3 (R1)	1.1	△	1.0	0.9	0.6	—
3	シカ捕獲頭数(頭)	37,676 (H29)	46,186	46,000	◎	46,000	46,000	46,000	46,000頭 (平成30年度～)
4	シカ処理頭数(頭)	4,755 (H29)	10,203	9,000	◎	10,000	10,000	10,000	10,000頭 (令和3年度)
5	イノシシによる農 業被害額(千円)	182,548 (H29)	181,865	164,566	△	158,572	152,578	134,596	—
6	イノシシ捕獲頭数 (頭)	16,429 (H29)	22,926	25,000	○	25,000	25,000	25,000	25,000頭 (令和2年度～)
7	野生動物共生林整 備面積(ha)	3,374 (H29)	4,463	4,534	○	4,884	5,384	—	4,954ha (令和3年度)
8	バッファゾーン 整備面積(ha)	1,811 (H29)	2,778	2,815	○	3,115	3,565	—	3,175ha (令和3年度)
9	鳥獣被害防護柵延 長(累計)(km)	8,852 (H29)	10,183	9,500	◎	10,000	10,500	12,000	—
10	新規狩猟免許取得 者数(延べ人)	680 (H29)	323	600	△	600	600	600	—

(ウ) 里地・里山や人工林等の適切な管理【評価：○】



[現状と課題]

地域の森林整備の担い手として、森林ボランティア1万人の維持を図るとともに、次代のリーダーを養成する講座を開催し、森林ボランティア活動の一層の活性化を図っています。森林ボランティアリーダーは、平成23年度以降順調に増え、令和2年度末で985名となっています。

また、農村ボランティアの活動を活発化するため、大学生などの新規参入を促進することが課題となっています。



地域住民等による里山林整備

[今後の取組方針]

引き続き、森林ボランティアリーダーの養成を始めとしたボランティア活動の活性化を図るとともに、シルバーカレッジでの出前講座等シニア世代への啓発活動に加え、大学生などに対しては、県のホームページ等を活用して積極的な情報発信を行っていきます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	間伐実施面積(ha) 【再掲】	128,211 (H29)	139,445	169,000	○	175,000	—	—	169,000ha (令和2年度)
2	森林ボランティア リーダー数(人)	813 (H29)	985	950	◎	1,000	1,000	1,000	950人 (令和2年度)

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
3	「企業の森づくり」参加企業数(社)【再掲】	36 (H29)	39	44	○	46	48	54	—
4	ため池整備により安全が確保された地区数(箇所)	1,771 (H29)	1,883	1,987	○	2,053	2,119	2,320	1,990 箇所 (令和2年度)
5	ため池等の保全活動に参加した人数(人)	12,652 (H29)	6,324	15,000	△	16,000	17,000	20,000	15,000 人 (令和2年度)



(エ) 瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための取組【評価：○】

[現状と課題]

近年、瀬戸内海の栄養塩濃度が低下しており、養殖ノリの色落ち被害が大きな課題となっているだけでなく、漁船漁業の漁獲量減少も著しく、海の生産力そのものが低下していることが危惧されています。このため、漁業者等が行う海底耕うん、ため池のかいぼり等の取組を支援するとともに、適地で河川土砂を用いた浅場の造成や投石等を行い、藻場造成を中心とする増殖場の整備を進めています。また、下水処理水の栄養塩管理も行っています。

[今後の取組方針]

播磨灘だけではなく、一部の湾奥を除いた大阪湾でも、海の栄養塩濃度が低い状況であることから、引き続き、漁業者等による海底耕うん、ため池のかいぼり等の取組を支援するとともに、増殖場の整備を進めます。また、下水処理施設の栄養塩管理運転についても継続していきます。

陸から海への円滑な栄養塩の供給と循環については、順応的な管理の考え方にに基づき、関係部局や関係府県と連携した取組の継続と拡大に努めつつ、併せて調査、研究を進め、生物の多様性及び生産性が確保される望ましい栄養塩環境の解明を進めます。

また、水産資源の維持増大に大きな役割を果たす藻場・干潟の再生・創出事業への支援や、海底ごみ等の除去、栽培漁業の推進など、豊かな海再生のための取組を進めます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	漁船漁業生産量(千t)	56 (H28)	41 (R1)	58	△	58	58	58	—
2	海面養殖生産量(千t)	70 (H28)	65 (R1)	67	○	68	68	70	—
3	増殖場整備箇所数(累計)(箇所)	41 (H29)	46	46	◎	47	49	54	41 箇所 (令和2年度)



(オ) 自然とのふれあいの推進【評価：○】

[現状と課題]

自然公園内に、自然とのふれあいを推進するための拠点施設として六甲山ビジターセンターなどの施設を整備しています。六甲山ビジターセンターでは、ボランティアガイド「山の案内人」を組織し、案内人によるセンター周辺の自然観察会を実施する等、自然とのふれあいを推

進んでいます。また、平成 30 年 5 月には六甲地域の賑わい創出の拠点となるようリニューアルし、併せて通年開館としました。

[今後の取組方針]

4 面サウンド映像で自然を体験できる「自然体験シアター」を用いた六甲山の魅力発信や山上事業者と連携したイベントを開催します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	県内の自然公園年間利用者数(千人) 【再掲】	36,495 (H24~H28 平均)	36,818 (R1)	37,500	○	37,500	37,500	37,500	—
2	自然公園内のビジターセンターの利用者数(人) 【再掲】	137,389 (H25~H29 平均)	172,319	158,500	◎	165,000	165,000	165,000	—



(カ) 県民への普及啓発【評価：△】

[現状と課題]

自然保護指導員や環境 NPO などの活動を通して、自然地の適切な利用と保全の充実を図りながら、自然とのふれあいを進めています。県立人と自然の博物館の利用者数は、令和 2 年度は約 48 万人で、新型コロナウイルス感染症の影響で前年度から減少しています。

また、各地域の森林ボランティア団体と連携し、毎年 10 月最終日曜日の「ひょうご森の日」を中心とする 10~11 月に、県民が森に親しみ、森づくり活動を実践する機会を提供するほか、全県的な普及啓発の場として「ひょうご森のまつり」を開催しています。

[今後の取組方針]

引き続き、「ひょうご森のまつり」等のイベントや環境体験型施設への利用を促進するとともに、森林体験学習を推進します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	県立人と自然の博物館年間利用者数(人) 【再掲】	870,563 (H25~H29 平均)	482,089	800,000	△	800,000	800,000	800,000	—

《総合評価》

豊かな自然環境を守り育てるため、里地・里山・里海の回復に向けた取組が重点的に行われています。「新ひょうごの森づくり」では、森づくりの担い手を育てる取組が活発に行われ、県民総参加の森づくりが進んでいます。

里地の対策として、人と自然との共生に取り組んでいます。農林業被害をもたらすシカの年間捕獲目標を平成22年度から年間 3 万頭、平成30年度からは 4 万 6 千頭として取り組み、年度毎での増減はあるものの被害は減少傾向を示しています。今後は、捕獲圧の弱い地域や生息域の拡大している地域での被害管理や捕獲強化とともに、シカの有効活用に向けたシカ肉処理加工施設の整備や活

用できない捕獲個体の適正処理の推進に取り組んでいく必要があります。また、イノシシによる農業被害は減少傾向にあるものの、都市部での人的被害も深刻になるなど、被害対策を強化する必要があります。

さらに、クマの出没件数の増加や、カワウによるアユ食害など、新たな課題に対して被害対策を講ずる必要があります。

豊かな海づくりでは、改正瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく栄養塩類管理計画の策定に向けて関係機関等と協議を行うとともに、栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究、計画的な増殖場の整備など浅海域の環境の保全・回復を進め、海の生産力の向上を図っています。

(3)「資源循環」～ものを大切に、天然資源の使用をできる限り少なくする～

廃棄物を貴重な資源と捉え、天然資源の消費の少ない生活や経済活動への転換を図ることにより、できる限り廃棄物の発生を抑制し、廃棄物となったものは、その特性に応じて、再使用、再生利用、熱回収するなど徹底して3Rを促進し、最終処分が少ない社会システムの構築に向けて施策を展開しています。また、地域で発生したバイオマスが地産地消される地域循環共生圏の構築を目指しています。

ア 「くらし」に関する指標



(ア) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[一般廃棄物]【評価：△】

[現状と課題]

令和元年度の一般廃棄物排出量(1,879千t)は、廃棄物処理計画の中間目標(R2年度1,789千t)に達していません。

一般廃棄物には、家庭生活から生じる家庭系一般廃棄物と事業活動から生じる(産業廃棄物以外の)事業系一般廃棄物がありますが、家庭系を減らす取組の一つとして、家庭の未利用食品をスーパー等を通じて福祉団体等に寄付する活動「フードドライブ」を、関係団体、スーパー、市町、県等で組織する「ひょうごフードドライブ推進ネットワーク」が中心になって、「ひょうごフードドライブ運動」として全県展開を図っており、令和3年6月現在、23市町の136店舗で運動を実施しています。

廃棄物処理計画の目標達成に向けては、家庭系だけでなく事業系の削減にも、引き続き取り組んで行く必要があります。

[今後の取組方針]

レジ袋有料化後の動向を踏まえ、ワンウェイプラスチックをはじめとするプラスチックごみ削減の更なる取組を推進するとともに、集団回収の促進、事業所における紙ごみのリサイクルの推進、「ひょうごフードドライブ運動」の全県展開など食品ロスの削減等により、廃棄物処理計画の最終目標(R7年度1,706千t)達成に向け、ごみ減量化を促進していきます。

	指標	現況値	R2実績値	R2目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R3	R4	R7	
1	一般廃棄物排出量 (千t)	1,925 (H28)	1,879 (R1)	1,789	△	1,772	1,756	1,706	1,789千t (令和2年度) 1,706千t (令和7年度)
2	一般廃棄物再生利用率(%)	17 (H28)	16 (R1)	20	○	20	21	22	20% (令和2年度) 22% (令和7年度)

イ 「しごと」に関する指標



(ア) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[産業廃棄物]【評価：△】

[現状と課題]

平成 30 年度の産業廃棄物排出量は、近年の景気回復基調もあって、24,651 千 t と近年横ばいで推移しており、廃棄物処理計画の中間目標(R2 年度 24,562 千 t)に達しておらず、引き続き産業廃棄物の発生抑制に向けた取組を進める必要があります。

[今後の取組方針]

廃棄物処理計画の中間目標(R2 年度 排出量 24,562 千 t)達成に向けて、産業廃棄物多量排出事業者の排出抑制対策をはじめ、汚泥や建設廃棄物の更なる再生利用の促進や、その他の廃棄物についても分別・再生利用の徹底に取り組みます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	産業廃棄物排出量 (千 t)	24,449 (H27)	24,651 (H30)	24,562	△	24,573	24,584	24,618	24,562 千 t (令和 2 年度) 24,618 千 t (令和 7 年度)
2	産業廃棄物再生 利用率(汚泥除く) (%)	86 (H27)	83 (H30)	86	○	86	86	86	86% (令和 2 年度) 86% (令和 7 年度)
3	1 人 1 日あたりの 事業系ごみ排出量 (g/人日)	304 (H27)	300 (R1)	266	△	261	256	241	266g/人日 (令和 2 年度) 241g/人日 (令和 7 年度)



(イ) 廃棄物の適正処理の推進【評価：◎】

[現状と課題]

電子マニフェストは処理状況の即時把握に優れ、その普及により不適正処理の原因者究明の迅速化と事務の効率化が図られます。IT 化の進展も加わり、着実に電子マニフェストの利用が増加しています。

また、平成 30 年 6 月に海岸漂着物処理推進法が改正され、新たに漂流ごみや海底ごみ、マイクロプラスチック等の発生源対策について規定されたことなどから、令和 2 年 3 月に改定した海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町・海岸管理者・漁業者等と連携して、海岸漂着物等の対策を進めています。

[今後の取組方針]

手続きの簡素化などの利点を周知しつつ、排出事業者・処理業者の全てに電子マニフェストの普及を進めるとともに、優良事業者の増加に向け産廃処理業者認定制度の更なる活用を図っていきます。

また、改定した地域計画に基づき、海岸漂着物・漂流ごみ等対策として、①上流から下流における流域圏での発生源対策の徹底、②漂着だけでなく漂流・海底ごみを含めた回収・処理、③プラスチックごみ対策の強化等、プラスチックごみを含む海ごみの着実な回収・処理と排出

抑制・リサイクルを推進します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	電子マニフェスト 加入者数(事業者)	7,039 (H29)	8,809	8,500	◎	9,000	9,500	11,000	—

(ウ) 廃棄物系バイオマスの利活用の促進【評価：○】



[現状と課題]

県内企業が大手小売業者等と連携し、食品残渣→堆肥化→野菜栽培→販売という食品リサイクル・ループを実現しており、バイオマス eco モデルとして登録されています。



[今後の取組方針]

飼料化や堆肥化による地域での資源循環モデルを推進するとともに、メタン発酵による発電など、地産エネルギーとして有効活用を促進します。

食品リサイクル・ループの構築例

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	ひょうごバイオマス eco モデル登録数(件)	65 (H29)	69	68	◎	70	73	80	68件 (令和2年度) 80件 (令和7年度)
2	バイオマス利活用率(%)	90 (H29)	88 (R1)	89	○	89	90	91	89% (令和2年度) 91% (令和7年度)

ウ 「まち」に関する指標

(ア) 質の高いリサイクル(再生利用)の推進【評価：○】



[現状と課題]

令和元年度の容器包装廃棄物分別収集率は40%でしたが、平成28年度から10品目の分別収集に取り組んでいる市町の割合が100%となっており、着実に取り組みが進んでいます。

一般廃棄物の再生利用率は近年16%で横ばいとなっており、再生利用の促進が必要となっています。

一方、平成30年度の産業廃棄物の再生利用率(汚泥除く)は83%、最終処分量は627千tで廃棄物処理計画の中間目標(R2年度 再生利用率(汚泥除く)86%、最終処分量560千t)達成に向けて、再生利用の促進が必要となっています。

[今後の取組方針]

令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されたことを踏まえ、令和2年度から、

3Rの取組徹底を基本としつつ、ワンウェイプラスチックの削減や代替素材への転換など、新たな資源循環の取組を強化し、海ごみ対策も含めた「プラスチックごみゼロアクション」を展開しています。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	一般廃棄物再生利用率(%)【再掲】	17 (H28)	16 (R1)	20	○	20	21	22	20% (令和2年度) 22% (令和7年度)
2	産業廃棄物再生利用率(汚泥除く)(%)【再掲】	86 (H27)	83 (H30)	86	○	86	86	86	86% (令和2年度) 86% (令和7年度)
3	容器包装廃棄物分別収集率*(%)	38.6 (H28)	40.0 (R1)	41.7	○	41.8	41.9	—	42.1% (令和6年度)
	プラスチック製容器包装分別収集率*(%)	29.5 (H28)	32.2 (R1)	29.3	◎	29.4	29.5	—	29.8% (令和6年度)
4	容器包装リサイクル法対象10品目の分別収集に取り組んでいる市町の割合(%)	100 (H29)	100 (R1)	100	◎	100	100	100	100% (令和6年度)

※令和元年12月に策定した兵庫県分別収集促進計画(第9期)に基づき、容器包装廃棄物分別収集率及びプラスチック製容器包装分別収集率の新たな目標値を記載。



(イ) 廃棄物の適正処理体制の整備【評価：◎】

[現状と課題]

廃棄物処理法に基づく優良産業廃棄物処理業者認定制度(H23.4運用開始)は、排出事業者に優良な処理業者を選択しやすくし、産業廃棄物処理業界全体の優良化を図ることを目的としており、制度開始以降、認定業者数は順調に増加しています。

今後さらに、優良処理業者を育成・認定していく必要があります。

[今後の取組方針]

廃棄物関連の研修会や県の窓口への申請時など、あらゆる機会をとらえて制度の周知徹底を図り、優良な処理業者の育成に努めていきます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	産業廃棄物の優良認定処理業者数(事業者)	274 (H29)	335	295	◎	300	305	320	—



(ウ) 循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進【評価：◎】

[現状と課題]

平成 29 年 7 月に北但行政事務組合の発電施設 (2, 850kW) が稼働開始する等、市町等の廃棄物焼却炉更新時に高効率ごみ発電の導入が進んでいます。令和元年度までに県内で導入された発電施設の能力は 113, 074kW で、廃棄物処理計画の目標 (令和 7 年度 118, 124kW) の達成に向け順調な進捗を見せています。

[今後の取組方針]

平成 29 年度から、15, 200kW のごみ発電施設 (神戸市新港島クリーンセンター) が稼働を開始しており、目標に近づいています。引き続き、市町等での施設整備に合わせて最大限に導入を促していきます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	市町のごみ発電能力 (kW) 【再掲】	113, 074 (H29)	113, 074 (R1)	113, 074	◎	113, 074	118, 124	118, 124	118, 124kW (令和 7 年度)

エ 「さと」に関する指標



(ア) 不法投棄対策の推進【評価：△】

[現状と課題]

令和 2 年度の大規模な不法投棄事案は 4 件で、投棄量は 860t でした。

県警察と連携して不適正処理事案にあたる監視班の整備や、不法投棄監視員を設置して不法投棄の未然防止及び早期対応を図っています。

不法投棄事案に対しては、早期発見及び早期対応を中心に、排出事業者と処理業者を対象として多角的に対策を進めて行く必要があります。

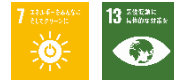


不法投棄監視カメラ (北播磨県民局)

[今後の取組方針]

引き続き、現状の監視体制で早期発見及び早期対応を進めていきます。また、不法投棄を生じさせないためには、適切な事業環境が保たれていることが必要であり、許認可手続きを厳正に進めるとともに、事業者に対して適宜必要な指導を図っていきます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	産業廃棄物の大規模不法投棄事案の件数 (件)	2 (H29)	4	0	△	0	0	0	—
2	電子マネー加入者数 (事業者) 【再掲】	7, 039 (H29)	8, 809	8, 500	◎	9, 000	9, 500	11, 000	—



(イ) 未利用木質系バイオマスの利活用の促進【評価：○】

[現状と課題]

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した大規模な木質バイオマス発電所が、赤穂市(株)日本海水、H27.4 稼働開始)、朝来市(㈱関電エネルギーソリューション、H28.12 稼働開始)、丹波市(パルテックエナジー㈱、H29.12 稼働開始)で稼働しているほか、赤穂市ではさらに追加整備(株)日本海水、R3.1 稼働開始)されるなど、木質バイオマスの利活用は順調に増加しています。

発電用燃料として利用することで、森林所有者等に新たな収入が生まれ、長期的視点に立った林業経営の推進につながることから、「伐採、利用、植栽、保育」の林業生産サイクルが円滑に循環し、森林の多面的機能を持続的に発揮させる「資源循環型林業」の構築にもつながると期待されます。

今後は、需要増加が見込まれる木質バイオマス発電用として、利用されずに放置されていた間伐材や林地残材などの未利用木材を安定的に供給する取組を強化する必要があります。

[今後の取組方針]

未利用間伐材等を低コスト、かつ、安定的に供給していくため、林業事業者に対して、燃料用木材の仕分けや乾燥・ストックに必要な山土場整備への支援を行い、あわせて、効率的な集材方法や山土場での乾燥方法、運搬方法等について、現地研修会等を通じて指導します。また、燃料用チップ製造設備等の導入を計画している事業者に対し、事業計画の策定等を支援します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	ひょうごバイオマス eco モデル登録数(件)【再掲】	65 (H29)	69	68	◎	70	73	80	68 件 (令和 2 年度) 80 件 (令和 7 年度)
2	バイオマスの利活用率(%)【再掲】	90 (H29)	88 (R1)	89	○	89	90	91	89% (令和 2 年度) 91% (令和 7 年度)

《総合評価》

一般廃棄物は、1人1日あたりの排出量が減少傾向にあり、減量化に対する県民の意識は高まっていますが、近年、その減少率が鈍化しており、一層の削減取組が必要です。最終処分量は順調に減少していますが、再生利用率は令和元年度で16%と全国平均(20%)より低く、今後、リサイクルを一層推進する必要があります。

産業廃棄物は、最終処分量、再生利用率(汚泥除く)、排出量が横ばいで推移しており、ひょうごエコタウン推進会議等による新たな再生利用技術の開発や多量排出事業者対策を含めた発生抑制等に向けた取組を一層推進する必要があります。

なお、平成30年8月に兵庫県廃棄物処理計画を改定し、令和7年度を目標年度(令和2年度を中間目標年度)とした目標を設定しました。今後、この目標達成に向けて、市町等と連携しながら様々な取組を推進していきます。

バイオマスの利活用では、「ひょうごバイオマス eco モデル」として先進的な事例が増えています。引き続き、地域特性に合ったバイオマスの利活用を進める必要があります。

平成 30 年の海岸漂着物処理推進法改正を受け、令和 2 年 3 月に海岸漂着物等の対策推進地域計画を改定し、流域圏での発生源対策の徹底、漂流・海底ごみを含めた回収・処理、プラスチックごみ対策の強化等を盛り込み、プラスチックごみを含む海ごみの着実な回収・処理と排出抑制・リサイクルを推進します。

さらに、プラスチックごみゼロアクションに加えて、令和 3 年 6 月に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を見据え、プラスチック資源の分別回収などの取組をより一層促進していきます。

(4)「安全・快適」～水や空気のきれいな安全・快適空間をつくる～

本県は、瀬戸内海臨海部に工場等が数多く立地していることから、身近な生活環境を保全するため、工場等から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視を継続して実施しています。また、工場・事業場で使用される化学物質等のリスクについて調査・研究を進め、人の健康や環境への影響を未然に防ぐ予防原則に立った対策を推進しています。

ア 「くらし」に関する指標

(ア) 県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進【評価：△】



[現状と課題]

令和2年度は、83 事業所・団体の協賛、協力をいただき、クリーンアップひょうごキャンペーン期間中、県民約 15 万人が参加し、ごみ等を約 2,198 t 回収しました。



クリーンアップひょうごキャンペーン活動風景

[今後の取組方針]

美しいまちづくりには、県民一人ひとりの環境意識の向上が第一であるため、今後も引き続き啓発・美化活動を行い、環境問題全体への関心を高め、美しいまちづくりや循環型社会づくりにつなげていきます。

	指 標	現況値	R2 実績値	R2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R3	R4	R7	
1	クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数(万人)	57 (H29)	15	57	△	57	57	57	—

イ 「しごと」に関する指標

(ア) 公害防止体制の適切な運用【評価：○】



[現状と課題]

工場等での公害発生の防止を図るため、一定規模以上の工場では、公害防止組織法に基づき、公害防止のための管理体制が整備されています。

また、環境マネジメントシステムによる環境管理も定着しています。環境省が推奨する「エコアクション 21」は、中小事業者でも取り組むことのできる認証制度として取得事業者が増えており、県内では、令和2年度で 477 事業者が取得しています。

[今後の取組方針]

法令による環境配慮の義務が課せられない比較的中小規模の事業者に対して、環境配慮の取組を促進するため、エコアクション 21 の取得を推奨します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	エコアクション21 認証取得事業者数 (事業者)	501 (H29)	477	591	○	612	633	696	—

(イ) 有害化学物質対策等の推進【評価：○】



[現状と課題]

PCB 廃棄物は、「兵庫県 PCB 廃棄物処理計画」に基づき、確実かつ適正な処理を推進しています。県内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物のうち、トランスやコンデンサ、PCB 油等については中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)大阪事業所で、安定器等・汚染物については JESCO 北九州事業所で、無害化処理を行っています。また、低濃度 PCB 廃棄物は、全国 39 箇所(うち県内 3 箇所)(令和 3 年 1 月時点)の民間事業者による無害化施設が稼働しており、適正処理が進んでいます。

[今後の取組方針]

高濃度 PCB 廃棄物は、平成 28 年 5 月の PCB 特別措置法改正により、処分期間が令和 3 年 3 月末(計画的処理完了期限の 1 年前)に定められました。また、低濃度 PCB 廃棄物の処理期限は令和 9 年 3 月 31 日と定められており、引き続き、関係機関と協力して、1 日でも早く全ての PCB 廃棄物が処理されるよう未処理保管者への指導、未届け保管者の掘り起し作業を行います。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	高濃度 PCB 廃棄物の 処理状況								
	トランス類 (%)	84.0 (H29)	99.5	100	○	100	100	100	—
	コンデンサ類 (%)	97.3 (H29)	97.6	100	○	100	100	100	—
	PCB 油類 (%)	78.5 (H29)	97.0	100	○	100	100	100	—
4	安定器等 (%)	13.3 (H29)	47.8	100	△	100	100	100	—

ウ 「まち」に関する指標



(ア) 大気環境の保全【評価：○】

[現状と課題]

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局ともに、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM_{2.5})と有害物質の環境基準は、全地点で達成しています。

PM_{2.5}の注意喚起情報は、平成 25 年 3 月に実施体制を整備し、これまでに 3 回(H26. 2. 26、H26. 5. 30、H26. 6. 1)注意喚起を行いました。

光化学オキシダントは、令和2年度は一般環境大気測定局 47 局で測定を行い、全局で環境基準非達成でした。また、全局の昼間の日最高1時間値の平均値は 0.047ppm でした。光化学スモッグ注意報の発令日数は2日で、光化学スモッグによる被害届はありませんでした。

[今後の取組方針]

PM2.5 は、全局で環境基準を達成しましたが、中国からの移流による影響が大きいいため、引き続き、PM2.5 の監視を行い、適切に情報発信していくとともに、効果的なPM2.5 対策を検討するため、PM2.5 の成分分析による発生源の解析などの研究を行います。

光化学オキシダントは、環境省から平成28年2月に示された光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標[※]の活用を検討するとともに、引き続き監視をしていきます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	一般環境大気測定局における環境基準達成状況【再掲】								
	二酸化硫黄(SO ₂) (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
	二酸化窒素(NO ₂) (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
	浮遊粒子状物質(SPM) (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
	光化学オキシダント(Ox) (%)	0 (H29)	0	100	△	100	100	100	100% (毎年度)
5	微小粒子状物質(PM2.5) (%)	90.0 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
6	自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況【再掲】								
	二酸化窒素(NO ₂) (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
	浮遊粒子状物質(SPM) (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
8	微小粒子状物質(PM2.5) (%)	86.4 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
9	大気環境調査におけるダイオキシン類の環境基準達成状況 (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
10	有害物質に係る環境基準達成状況 (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)

※ 光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセントタイル値の3年移動平均値

(イ) 公共用水域・地下水及び土壤汚染の防止【評価：○】



[現状と課題]

令和2年度の健康項目の環境基準は、河川 226 地点中 215 地点で達成、海域(77 地点)は全地点で達成しています。全窒素・全りん的环境基準は、海域の9水域全てで達成しています。一方、工場・事業場の跡地等で土地の改変に伴い新たな土壤・地下水汚染が判明しています。



水質調査(河川)の状況

[今後の取組方針]

引き続き、排水基準等の遵守状況の確認、環境基準達成に向けた各種施策を実施していくとともに、豊かで美しい「里海」として瀬戸内海を再生させるため、栄養塩類の円滑な循環・管理を目指した効率的、効果的な施策等を実施していきます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	河川における生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成状況(%)【再掲】	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
2	海域における化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成状況(%)【再掲】	81 (H29)	69	100	△	100	100	100	100% (毎年度)
3	湖沼における化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成状況(%)【再掲】	0 (H29)	0	100	△	100	100	100	100% (毎年度)
4	公共用水域における健康項目の環境基準達成状況(%)	96 (H29)	94	100	○	100	100	100	100% (毎年度)
5	公共用水域における全窒素・全りん的环境基準達成状況(%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
6	水質環境調査におけるダイオキシン類の環境基準達成状況(%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
7	底質環境調査におけるダイオキシン類の環境基準達成状況(%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)

(ウ) 身近な生活環境の保全【評価：○】



[現状と課題]

主要な道路沿道での自動車騒音の環境基準達成状況は、近年 80%前後で推移しています。また、新幹線鉄道沿線では、令和2年度の調査の結果、近接軌道中心から 25mの地点において、7 地点中 5 地点で環境基準を達成しています。

大阪国際空港周辺の令和2年度の騒音調査では、11測定局中10局で環境基準を達成しています。

[今後の取組方針]

引き続き、主要な道路沿道等での騒音測定を実施し、騒音の状況を監視していきます。

	指標	現況値	R2実績値	R2目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R3	R4	R7	
1	自動車騒音測定地点における全時間帯(昼・夜)での環境基準達成状況(%)	80 (H29)	85	100	○	100	100	100	100% (毎年度)

エ 「さと」に関する指標



(ア) 災害に強い森づくり等豪雨対策の推進【評価：◎】

[現状と課題]

平成16年の台風災害を踏まえ、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため、県民緑税(平成18年度導入)を活用した「災害に強い森づくり」を実施しています。スギ・ヒノキ人工林を対象に伐倒木を利用した土留工の設置と、流木被害等の軽減を図るため災害緩衝林整備を行う「緊急防災林整備」、集落裏山での森林整備(危険木伐採等)と簡易防災施設の整備を行う「里山防災林整備」、広範囲にわたる手入れ不足のスギ・ヒノキ高齢人工林を部分伐採し、広葉樹を植栽する「針葉樹林と広葉樹林の混交整備」、人と野生動物との棲み分けを図るバッファゾーンの設置や広葉樹林整備を実施する「野生動物共生林整備」、六甲山系での本数調整伐や土留工の設置等を実施する「都市山防災林整備」等を行っており、整備面積は、ほぼ目標どおり順調に進んでいます。



「災害に強い森づくり」斜面対策

[今後の取組方針]

緊急防災林整備や野生動物共生林整備等の一層の促進を図り、計画に基づき森林の防災機能の強化を着実に進めていきます。

	指標	現況値	R2実績値	R2目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R3	R4	R7	
1	「災害に強い森づくり」整備実施面積(ha)	31,290 (H29)	37,298	35,800	◎	36,600	37,300	—	36,600ha (令和3年度)

(イ) 災害廃棄物処理の体制づくり【評価：◎】

[現状と課題]

被災地の速やかな復旧・復興に資することを目的に、災害発生直後の初動対応から災害廃棄物の処理体制が整うまでの応急対応に重点を置いた「兵庫県災害廃棄物処理計画」を平成 30 年 8 月に策定し、災害廃棄物処理に備えています。

[今後の取組方針]

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理には、仮置場候補地の選定や処理体制などを盛り込んだ市町災害廃棄物処理計画の策定が不可欠であるため、様々な機会を捉えて計画未策定の市町に計画の必要性を説明するとともに、策定に関する研修会を開催し、県内全市町が計画を策定するよう指導していきます。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	災害廃棄物処理計画の策定市町割合 (%)【再掲】	24 (H29)	61.0	50	◎	70	80	100	—

《総合評価》

公共用水域での水質の状況は、河川のBOD(生物化学的酸素要求量)は全ての水域で環境基準を達成、海域のCOD(化学的酸素要求量)は70%前後の達成率で推移しています。

大気環境は、長期的に改善傾向にあり、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準は全局で達成しています。

また、身近な生活環境を保全する県民の活動も広がりを見せ、「クリーンアップひょうごキャンペーン」をはじめとして、地域で行われる美化活動への参加が広がるとともに、近年は、不法投棄件数も低い水準で推移しています。

(5)「地域力」～あらゆる主体が地域の特性を生かして環境保全・創造に向けて協働する～

ア 持続可能な社会の実現を目指す人づくり【評価：△】



[現状と課題]

小・中・高等学校の学校教育活動全体を通じて環境教育が展開されています。また、幼児教育においても身近な自然を通じた環境学習が進められていますが、生涯にわたる人間形成の基礎が養われる幼児期においては、更なる取組が必要です。さらに、環境保全について自ら学び伝えていく担い手の育成や実践活動を広げる観点から、若者や子育て世代、企業に対する取組も必要です。



幼児期における環境体験学習

東日本大震災を契機として、県民のエネルギーへの意識をはじめとして、身近な生活環境に対する意識が向上しています。一人ひとりのライフスタイルの変化として、うちエコ診断の受診による家庭でのCO₂排出の「見える化」が進み、住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの導入が拡大しました。また、県民一人ひとりのごみ排出量も徐々に減少し、リサイクルへの意識も定着しています。

さらに、森や海でボランティア活動に参加する県民が増え、自然公園などでの自然とのふれあいを通じて余暇を楽しむ県民が増えています。

[今後の取組方針]

平成28年3月に策定した本県の環境学習・教育の基本方向を定めた「新兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、引き続き、ふるさとへの関心や愛着を持った次代の環境を担う人づくりを進めていきます。

乳幼児期からの発達の段階に応じた自然体験活動や、若い世代を対象とした次代のリーダー育成、地域で家族、若い世代とシニア世代が交流するなど、あらゆる主体による環境学習・教育を推進していきます。

また、小中学校では、引き続き環境体験事業と自然学校推進事業の関連を一層深めるとともに、地域特性に応じた多様な体験学習の実施やNPO・各種団体等との連携による環境学習・教育支援体制づくりに積極的に取り組んでいきます。

引き続き、低炭素、自然共生、循環、安全・快適の各分野において、地域特性を活かした取組を進め、県民の環境配慮行動を促します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	環境体験事業(小3)、 自然学校(小5)の全公立 小学校での実施(%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	—

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
2	地域と協働してふるさとの自然の良さに気づく学習プログラムを実施した学校の割合(%)	95 (H29)	94	100	○	100	100	100	—
3	ひょうごグリーンサポーター登録者数(人)	931 (H29)	926	950	○	960	970	1,000	—
4	ひょうご環境体験館利用者数(人)	30,786 (H25~H29 平均)	4,727	32,000	△	32,000	32,000	32,000	—
5	うちエコ診断受診数(累計)(件)【再掲】	7,060 (H29)	11,235	10,000	◎	11,000	12,000	15,000	—
6	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(g/人日)【再掲】	507 (H27)	501 (R1)	483	△	479	475	463	483g/人日 (令和2年度) 463g/人日 (令和7年度)
7	クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数(万人)【再掲】	57 (H29)	15	57	△	57	57	57	—
8	エコツーリズムバス年間利用台数(台)	300 (H29)	122	300	△	300	300	300	—

イ 環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進【評価：○】



[現状と課題]

県内で生産された農林水産物を県内で消費する県産県消は、生産者と消費者が互いの暮らしを支え合うだけでなく、フードマイレージの削減による温室効果ガスの削減、地域内での物質循環による循環型社会の構築に寄与する取組であり、ひいては地域の力の向上に資するものです。兵庫県認証食品流通割合(生鮮)は、果樹や鶏卵の認証量が増えたことにより、令和2年度は前年度に比べて0.5%増加しました。県産野菜県内流通割合は、作付面積、出荷量ともに横ばい傾向を維持していますが、令和元年度は前年度に比べて0.5%減少しました。

企業では、ISO14001をはじめとした環境マネジメントシステムが浸透するとともに、工場見学や環境出前講座の開催、地域での環境関連イベントへの協力などを通じ、地域とのコミュニケーションが進んでいます。

[今後の取組方針]

優良品種への転換や本県独自のオリジナル品種の育成により、他府県産よりも高品質で付加価値の高い農産物を供給するとともに、実需者との連携強化による新たな需要拡大や実需者との結びつきを深める取組などにより生産拡大を図ることが必要です。

引き続き企業の環境取組を促すとともに、地域とのコミュニケーションの向上を促進します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	兵庫県認証食品流通割合(生鮮農畜水産物)(%)	36.2 (H29)	40.0	40	◎	41	42	45	41% (令和3年度)

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
2	県産野菜県内流通 割合(%)	14.8 (H29)	14.0 (R1)	20	△	21	22	25	25% (令和2年度)
3	エコアクション21 認証取得事業者数 (事業者)【再掲】	501 (H29)	477	591	○	612	633	696	—
4	電子マニフェスト加入 者数(事業者)【再掲】	7,039 (H29)	8,809	8,500	◎	9,000	9,500	11,000	—



ウ 様々な主体との協働による取組の推進【評価：○】

[現状と課題]

近年、様々な主体による環境保全・創造活動が活発化しており、県民のボランティアによる森づくりやため池保全など身近な環境を守る活動が広がりを見せています。また、企業の社会貢献活動による「企業の森づくり」など、企業と地域との結びつきも進み、地域が一体となった環境保全活動が拡大しています。

[今後の取組方針]

環境保全・創造に取り組むNPO等の活動を核として、地域が一体となった活動をさらに推進します。

	指 標	現況値	R 2 実績値	R 2 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 3	R 4	R 7	
1	環境保全に取り組む NPO 法人数(法人)【再掲】	469 (H29)	478	516	○	527	537	569	—
2	「企業の森づくり」参 加企業数(社)【再掲】	36 (H29)	39	44	○	46	48	54	—
3	森林ボランティア リーダー数(人) 【再掲】	813 (H29)	985	950	◎	1,000	1,000	1,000	950人 (令和2年度)
4	ため池等の保全活 動に参加した人数 (人)【再掲】	12,652 (H29)	6,324	15,000	△	16,000	17,000	20,000	15,000人 (令和2年度)